

平成27年11月宮崎県定例県議会
環境農林水産常任委員会会議録
平成27年12月3日～4日

場 所 第4委員会室

平成27年12月3日(木曜日)

委員 有岡浩一
委員 徳重忠夫

午前10時2分開会

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

会議に付託された議案等

○議案第1号 平成27年度宮崎県一般会計補正
予算(第3号)

○議案第9号 宮崎県における事務処理の特例
に関する条例の一部を改正する
条例

○議案第13号 工事請負契約の変更について

○報告事項

・損害賠償額を定めたことについて

○環境対策及び農林水産業振興対策に関する調
査

○その他報告事項

・第七次宮崎県森林・林業長期計画(改訂計画)
原案について

・宮崎県環境計画(改訂計画)素案の概要につ
いて

・宮崎県森林環境税条例の一部を改正する条例
について

・松くい虫被害激甚化への対応について

・環太平洋パートナーシップ協定(TPP協定)
について

・「第18回全国担い手サミットinみやざき」の開
催結果について

説明のため出席した者

環境森林部

環境森林部長 大坪篤史

環境森林部次長
(総括) 甲斐正文

環境森林部次長
(技術担当) 佐藤浩一

部参事兼
環境森林課長 川添哲郎

みやざきの森林
づくり推進室長 廣津和夫

環境管理課長 黒木裕一

循環社会推進課長 温水豊生

自然環境課長 下沖誠

森林経営課長 西山悟

山村・木材振興課長 石田良行

みやざきスギ
活用推進室長 長友善和

林業技術センター所長 那須幸義

木材利用技術
センター所長 小田久人

工事検査監 山本知治

農政水産部

農政水産部長 郡司行敏

農政水産部次長
(総括) 中田哲朗

農政水産部次長
(農政担当) 三好亨二

農政水産部次長
(水産担当) 山田卓郎

畜産新生推進局長 福嶋幸徳

農政企画課長 戒井靖貴

出席委員(8人)

委員長 渡辺 創

副委員長 日高陽一

委員 押川修一郎

委員 黒木正一

委員 右松隆央

委員 太田清海

ブランド・流通対策室長	原 拓 実
地域農業推進課長	大久津 浩
連携推進室長	山 本 泰 嗣
営農支援課長	日 高 正 裕
農業改良対策監	児 玉 良 一
食の消費・安全推進室長	河 野 和 正
農産園芸課長	甲 斐 典 男
農村計画課長	河 野 善 充
畑かん営農推進室長	竹 下 裕 一 郎
農村整備課長	甲 斐 康 真
水産政策課長	成 原 淳 一
漁業・資源管理室長	兼 田 正 之
漁村振興課長	田 原 健
漁港整備対策監	川 越 克 彦
畜産振興課長	坊 菌 正 恒
家畜防疫対策課長	久保田 和 弘
工事検査監	吉 田 勝 己
総合農業試験場長	山 内 年
県立農業大学校長	後 藤 俊 一
水産試験場長	神 田 美 喜 夫
畜産試験場長	西 元 俊 文

事務局職員出席者

議事課主査	長 谷 恵 美 子
議事課主任主事	森 本 征 明

○渡辺委員長 ただいまから環境農林水産常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてです。日程につきましては、お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 異議なしと認めます。それでは、

そのように決定をいたします。執行部の入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時2分休憩

午前10時4分再開

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案等について、部長の概要説明を求めます。

○大坪環境森林部長 おはようございます。本日はどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、お手元に配付してあります環境農林水産常任委員会資料の表紙をごらんいただけますでしょうか。

本日の説明事項は、そこにございますように、提出議案が2件、その他報告が5件でございます。

まず、Ⅰの予算議案としまして、議案第1号「平成27年度宮崎県一般会計補正予算(第3号)」でございます。これにつきましては、後ほど御説明をいたします。

次に、Ⅱの特別議案といたしまして、議案第9号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」についてでございます。

次に、Ⅲのその他の報告事項につきましては、第七次宮崎県森林林業長期計画(改訂計画)の原案についてなど5項目について御報告をいたします。

それでは、資料の1ページをごらんください。

まず、予算に関してでございます。今回の補正予算につきましては、一般会計で、表の中ほどになりますが、補正額Bの列の小計の欄にございますように、2億8,556万6,000円の増額をお願いしてございまして、補正後の一般会計予算額は、補正後の額Cの列の小計にございますよ

うに、228億3,007万9,000円となります。この結果、補正後の予算総額につきましては、一般会計と特別会計合わせまして234億3,737万円となります。

次に、2ページをごらんください。

議案第1号に関します平成27年度繰越明許費補正(追加)であります。これは、工法の検討に日時を要したのものや、用地交渉等に日時を要した等の理由によりまして、翌年度への繰り越しをお願いするものであります。

自然環境課と森林経営課の所管する事業合わせまして、表の繰越額の一番下、合計欄にありますように、26カ所で18億5,208万4,000円でございます。

私からの説明は以上でございますが、各事項の詳細につきましては、それぞれ担当課長・室長が説明しますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

○渡辺委員長 ありがとうございます。次に、議案についての説明を求めます。

○下沖自然環境課長 自然環境課の補正予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の31ページをお開きください。

自然環境課の補正額は、一般会計で2億1,542万9,000円の増額であります。この結果、補正後の予算額は、36億9,257万4,000円となります。

それでは、33ページをお開きください。

今回の補正の理由は、下の説明欄にありますように、(事項) 治山施設災害復旧費の現年災の増加に伴うものであります。

それでは、詳細について御説明いたします。委員会資料にお戻りいただきまして、3ページをお開きください。

1の事業の目的・背景であります。台風や

集中豪雨など、自然災害により被災した治山施設を復旧して、国土の保全及び県民生活の安全を図るものであります。2の事業概要、3の事業効果につきましては、ごらんとおりであります。

4ページをごらんください。

今回の災害であります宮崎市浜山の被災状況であります。ことし8月に発生しました台風15号に伴う暴風及び波浪により、写真にありますように、防潮護岸の前面にあります波消しブロックが消失しまして、防潮護岸が270メートルにわたり、沈下や破損などの被害を受けたところであります。被災地は、一ツ葉有料道路にも近いことから、早急に復旧工事を実施したいと考えております。

続きまして、特別議案について御説明いたします。委員会資料の6ページをごらんください。

議案第9号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について」御説明いたします。

まず、1の、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に係る事務の改正についてであります。(1)の改正する理由は、この法律に基づく事務を、希望する市町村に移譲することによりまして、住民の利便性の向上や事務処理の効率化を図るものであります。

次に、(2)の移譲する事務の内容及び移譲する市町村につきましては、新旧対照表の2の2に規定する事務、具体的には、傷病鳥獣——病気やけがをした鳥獣の捕獲許可の事務に、串間市、西都市を追加しまして、合わせて21市町村とするものであります。また、2の3に規定する事務、具体的には、販売禁止鳥獣でありますヤマドリの販売許可等の事務であります。今回、串間市、西都市を追加しまして、合わせて22

市町村とするものであります。

(3)の施行期日につきましては、平成28年4月1日を予定しております。

次に、右側の7ページの2、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則に係る事務の改正についてであります。

(1)の改正する理由は、6ページと同様であります。

(2)の移譲する事務の内容及び移譲市町村につきましては、先ほど御説明いたしました6ページの新旧対照表の2の3の事務を移譲することに伴って発生します事務、具体的には、販売許可証の住所等の変更の届け出の受理等の事務につきまして、串間市、西都市を追加するものでございます。

(3)の施行期日につきましては、同じく平成28年4月1日からを予定しております。

自然環境課からは以上であります。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○石田山村・木材振興課長 山村・木材振興課の補正予算につきまして御説明申し上げます。まず、歳出予算説明資料の35ページをお開きください。

当課の補正額につきましては、左から2列目の補正額の欄にございますとおり、一般会計で7,013万7,000円の増額でございます。この結果、補正後の予算額は、一般会計、特別会計合わせまして50億5,130万8,000円となっております。

それでは、内容について御説明申し上げます。37ページをお開きください。

(事項)林業・木材産業構造改革事業費で7,013万7,000円でございます。こちらにつきましては、説明欄の1にございますとおり、森林整備加速化・林業再生基金返還金でございます。その詳

細につきましては、委員会資料で説明させていただきます。

委員会資料にお戻りいただきまして、5ページをお開きください。

森林整備加速化・林業再生基金(復興木材安定供給等対策)の執行残の返還についてでございます。こちらの(1)、(2)にございまして、森林整備加速化・林業再生基金のうち、国の平成23年度第3次補正予算(復興木材安定供給等対策)に係るものにつきましては、国の方針変更により被災地に対する事業に用途を限定した上で、執行済み及び執行済みと認められるものを除いた残額につきまして、平成25年7月に国から返還の要請を受けたことから、国からの配分額、下の表にございます60億円から、当時既に執行済み、あるいは予算の張りつけが終了しておりました40億円余を除きました約19億8,000万円——国への返還済み額でございますが、ここにございます額を平成26年2月の議会で御承認をいただきまして、国に返還を行ったところでございます。

今回お願いしているのは、(3)にございまして、平成26年度繰り越し分を含めまして、平成25年度予算額について、先般の9月議会の決算によりその額が確定いたしましたところから、残額となります7,000万円余を今議会に提出させていただきます。国に返還をさせていただこうというものでございます。

山村・木材振興課からの説明は、以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○渡辺委員長 ありがとうございます。執行部の説明が終了しました。議案等についての質疑はございませんでしょうか。

○黒木委員 自然環境課の説明にありました治

山施設災害復旧事業ですけれども、これは、台風で被害を受けたのを災害復旧ですからもとに戻すという工事なわけですね。ということは、また台風が来たらまたやられると、災害に遭うという可能性が十分にあると思うんです。特別な大型のスーパー台風じゃなかったと思いますし。もっと被害に遭われる可能性があると思うんですけれども、その辺についてはどのように今後対応を考えておられますか。

○下沖自然環境課長 この現地につきましては、平成17年の台風14号災害、県内各地でかなり大きな災害がありまして、そのときに被災を受けたものでございまして、約10年経過しております。

災害復旧事業のやり方としましては、原形に復旧するというのが原則でございまして。このとおり、防潮護岸を平成17年当時設置したわけでございますけれども、これが被災したということで、原形に復旧ということが、災害復旧事業の要件になっておりますので、このようにまたもとの形に復旧することを基本に考えております。

○黒木委員 工法的には前と同じですね。全く同じに戻す、原形復旧すると。

○下沖自然環境課長 工法的には原形復旧ということで元通りに直したいということでございますけれども、一旦施設ができますと、全く同じように直すというのもなかなかやりづらい面があります。それで、工法等をいろいろ検討しまして、安価で効率的な方法を考えております。基本的には、形的には同じような工法というか形状になるとは考えているところでございます。

○右松委員 台風14号、大変大きな被害を受けたのは記憶に残っています。この写真を見ると、かなり割れていますし、奥に押されているよう

な状況に見えるんです。先ほど黒木委員から工法についての話もありましたけれども、この断面図を見ると、止水矢板の深さとか、その辺、私はプロ的なものはわかりませんが、この部分の調整とか、その辺のことは検討されていないのか。押されてひび割れた状況に見えるんですが、どういう状況なのか、その辺をもう一度詳しく教えてください。

○下沖自然環境課長 4ページの中ほどに防潮護岸断面図がございまして、この中に、斜めに防潮護岸が設置してありまして、その防潮護岸の出たところに止水矢板等を設置しまして、裏側から栗石等が出ないように、止水矢板を設置したところでございます。防潮護岸工の前面に根固め工といひまして、ブロック工を設置したところでございますけれども、10年間、長年の波浪によりまして、若干この根固め工が沈下しまして、これが破損というわけではなくて、防潮護岸工自体が自然と沈下したような形になっております。傾きとかそういうのはございまして、一番被災の起きているところでは、この防潮護岸工が沈んだことによりまして、その裏にありますコンクリートの天端が沈んで下がったということになってございまして、この復旧工法としては、増圧等を考えております。再度裏側から吸出しを受けないように工法を検討しているところでございます。

○右松委員 このブロックも全部流されてますよね。予算額として2億1,500万ということで、先ほど課長が安価で効率的など。そこはわかるんですけれども、同じような状況を繰り返すのは非効率的だと思いますので。現状こうなっているのは事実で、できる限り——これ残ってますから、もう少し専門家と協議をしていただいて、繰り返すのであれば、場合によっては、予

算的なものはしっかりととった上で、こういうことがないような——なかなか難しいと思えますけれども、もう少し考えてもらいたいのかなと思ってますが、いかがでしょうか。

○**下沖自然環境課長** 工法の検討に当たっては、またこういった被災が起こらないよう設計等に対しても十分配慮しながら。費用面のこともありますけれども、こういったことが起こらないように十分検討してまいりたいと思っています。

○**右松委員** ぜひお願いします。

○**太田委員** 写真等を見せていただいてよくわかりましたが、結果的に、これはやはり砂の消失が原因と見ていいんですか。

○**下沖自然環境課長** 一ツ葉海岸といいますか、宮崎海岸につきましては、国交省も県ともども、協議会、談義所等を経ました、砂の流出の原因等について検討しております。この被災を、この防潮護岸工の受けた北側についても国交省が所管しておる、これまた別の工法、サンドバック工法で砂を袋に詰めまして、林地を守るといふか、国土を守る工法をとっているところもございまして、同様に被災しておりまして、海岸全体の砂の流出が原因ではないかという考え方もございます。

だから、そういったことも全体含めまして、この砂の流出にも耐えられるような工法を今後とっていかなければいけないと考えるところでございます。

○**太田委員** 海岸は何もいじらなければ、ある程度のところで安定して、それがずっと続くということであると思うんです。この地盤沈下も、砂が何らかの形でなくなることによって安定化が壊されているという気がするわけですが。今の説明でわかりましたが、ちょっと関連で、一般質問でも出てきましたが、宮崎港でしゅんせ

つした砂はどこに持っていつているんですか。

○**下沖自然環境課長** しゅんせつした砂につきましては、被災箇所位置図にありますけれども、佐土原温泉とかこういったところに養浜をしたりとか。砂の移動については、しゅんせつした砂をまた養浜をしたりとか、そういったことをやっているところでございます。

○**太田委員** 一般質問でも出ましたけれども、延岡のほうでは、基本的には、延岡新港に落ち込んだ砂は戻す——今までは売り飛ばしておったということで、それだったらどんどん掘られますよということで。繰り返さざるを得ないけれども、養浜で戻すということで大体確立したわけですね。私、宮崎のことは余り質問しませんでしたけれども、この砂の流出とかが問題であるとするならば、宮崎港の分も基本的には今言われたように、養浜で戻しておるといふことでよろしいですね。売り飛ばすということはないわけでしょう。

○**下沖自然環境課長** 販売等はせずに、そこで発生した砂については、またもとの場所といいますか、そういった海岸に養浜をするということになっております。

○**太田委員** わかりました。ならよろしいです。

○**押川委員** 砂の件で、やはり突堤の計画があるわけですが、この突堤をやはり早目にやって、そして砂浜を確実に持ってこないで、この工法で砂がない状態でやっても本当に大丈夫かなという心配があるんですけども、そこあたりはどうなんですか。

○**下沖自然環境課長** 突堤のところについては私どものほうでは直接所管はしておりませんが、やはり、県土整備部なり国土交通省の河川国道事務所等と連携しまして、こういったことについても早急に実施してもらうように、

我がほうとしても要望してまいりたいと考えております。

○押川委員 そういう関連をするわけですから、やはり県土整備部あたりとしっかり相談をしながら工法、そして、事業という形に持っていかないと。同じことの繰り返しがあったらいかんということで、今委員からもいろいろ意見が出ているわけですから。やはり、そこは連携というのがしっかりとれるということが一番大事じゃないかなと思いますので、もしやっぴらなければ、そこらあたりまで含んで、工法を決めていかないと。やはり相談の中でやっぴかれたほうがいいんじゃないかなという気がいたしましたので、お願いしておきたいと思っております。

○黒木委員 このすぐそばが、一ツ葉有料道路になるわけですね。そうすると、やはりこの状況でいくと、将来的には、一ツ葉有料道路はあと5年で無料化になって、県道に移管されると思うんですけれども、そうすると、一ツ葉有料道路に災害が及ぶようになると、大変なことになるなと思うんです。今、中部港湾事務所で宮崎港関連、しゅんせつ費用が年間1億4,000万から1億7,000万か、毎年それだけ費用がいるわけです。やはりこれは総合的にいろんな部局を越えて連携をして対策を考えないと、毎年しゅんせつ費でそれだけ金がかかれば、こういうので予算がかかるということになると、負担がどんどんふえていく可能性があると思いますから、やはり部局横断的に調査、検討して、抜本的な対応を今後していただきたいと思っております。

○渡辺委員長 この件よろしければ、次に進みます。

○徳重委員 山林・木材振興課にお尋ねしたいと思うんですが、今回7,000万円の国庫への返還

となっておりますが、当初の予算が60億で、もう既に24年、25年使っていると。これどういうものに使われたのか、教えていただくとありがたいけれども。

○石田山村・木材振興課長 この森林整備加速化・林業再生事業で実行いたしましたメニューといたしましては、間伐ですとか、林内路網の整備、また、森林の境界の明確化、高性能林業機械の導入、木材加工流通施設、加工の機械を入れるとか、木質バイオマスの利用施設等の整備に使われているものでございます。

○徳重委員 これが2年間に使われたということですね、約20億ぐらいつ使っているわけですから。せっかくいただけたものを返すということになったわけですがけれども、全国そういう形になっていると思うんですけれども、年間計画という形でなったものか、この60億が復興対策ということもひっくるめて、早急に思い切って使っぴいいということだったのか、年間60億を何年間で使えということになっておったのか、そこら辺どんなもんですか。

○石田山村・木材振興課長 この森林整備加速化・林業再生事業の中の、国の平成23年度3次補正、いわゆる復興木材の事業につきましては、当初、3月11日に東日本大震災が起きまして、その後組まれた補正予算でございまして、当時は、やはり全国的に雇用が足りなくなるのではないとか、電気が足りなくなるのではないか、また、復興住宅としての木材が足りなくなるのではないかということで、全国の対策といたしまして、例えば、電気でいえば、バイオマスエネルギーで発電して、余った石油を被災地に回してあげるとか、いわゆる全国で使える予算として、そういったことを取り組むものについては、当県で申しますと24、25、26の3カ年でこ

の60億を使ってよろしいということでスタートしたものでございます。

平成25年の段階におきまして、やはり、復興対策予算というのは、被災地に限定にして、直接資するものだけ使うべきではないかということで、国のほうが方針を転換いたしまして、特に、予算として既に執行しているもの、もしくは張りつけが終わっているものを除いた額、残りの額につきまして自主的に返還してくださいという要請が行われたという経緯がございます。ですので、平成24年に既に実行していたもの、もしくは、平成25年に既に予算化をしていて、張りつけを終わっていたものを除きました19億8,000万円ほどをまずお返しをさせていただきます、今回の7,000万円につきましては、実は、路網整備等々で全部未執行に終わってしまったものですとか、高性能林業機械を買うに当たって予算上の都合がどうしてもつかなくて取り下げをしたもの、もしくは、入札の差金とか、そういったものを積み上げたものとして7,000万円出てしまったということでございまして。これにつきましては、予算が確定次第、返還するよという国からの要請もございまして、今回返還させていただきたいというものでございませ

○徳重委員 国も返せと言ったことよく記憶しているんですけども、県が計画した3年目の計画がだめになったわけですが、それに対する手当ては何かされたんですか。

○石田山村・木材振興課長 こちらにつきましては、次年度に同じく森林整備加速化・林業再生事業ということで、必要な予算につきまして、国に要求をさせていただきます、返還額以上の補正予算という形でいただいて、実行分につきましては、次の年の補正予算において措置を

させていただいた状況でございます。

○徳重委員 利息等1,400万が出てますが、これも返還対象になったんですか。

○石田山村・木材振興課長 森林整備加速化・林業再生基金につきましては、一旦県の基金のほうに入りまして、それを銀行で運用して利子がつくんですけども、この復興木材対策、供給対策というミシン目が入ったものにつきましては、利子も含めて返してくださいということになってございます。

○太田委員 6ページの鳥獣保護の関係で市町村に移譲ということですが、この説明の中で、傷病鳥獣等の捕獲許可、販売禁止鳥獣等の販売許可とありますが、この2つは具体的にどういう場合、どういう目的を持った法律だったのか。傷病鳥獣、販売禁止鳥獣、こういったイメージのものなんですか。

○下沖自然環境課長 傷病鳥獣といいますのは、けがをした鳥とかを保護する場合に許可が必要でございます。そういったものの許可について今まで県が持っておりまして、県の出先事務所で処理をしておったわけですけども、身近な市町村において処理をしたほうが迅速にできますし、住民の利便性も上がるということでございます。

それから、販売禁止鳥獣、これは、今、指定されておるのは、県鳥のコシジロヤマドリです。これについては、今、県のほうで増殖事業等をやっております。これは、販売禁止鳥獣となっておりますけれども、養殖とか放鳥するためには、人工的にふ化させる必要がありますので、そういったものについての販売の許可ということで、今、宮崎市の高岡町で実績がございませ

○太田委員 イメージわかりました。全ての鳥獣の、傷病した、いわゆるけがをしたやつは必

ず届け出をするということになっているのか。
傷病鳥獣というのは、特別種類とかは限定されてないんですか。

○**下沖自然環境課長** 鳥獣については、狩猟鳥獣とかありますけれども、そういった鳥獣のほかに、爬虫類を除くもの、獣類というか、鳥と獣類といったものについて、けがをしたり病気になったものを発見して保護したいというときには許可が必要で、そういったものについては身近な市町村に移譲するというところでございます。

○**太田委員** 愛鳥週間とかがありますので、例えば、ハトとかけがしていると現認した場合に、私も経験があるんですが、県に報告したりとかしていたような感じもするんですが、例えばハトとかでも、きちっとやはり報告をしなきゃいけないということになっているんですか。

○**下沖自然環境課長** ハトの場合も、保護して、一時期飼養というか、飼うわけです。そのときにはやはり届け出が必要になります。

太田委員のいらっしゃる延岡市はそういったことにはまだなっておりませんので、延岡の東臼杵農林振興局に届け出となっているところでございます。

○**太田委員** 販売禁止鳥獣は、今言われたように、こういうのはだめですよとかいうのは、ある程度決まっていると思うんです。そうすると、傷病鳥獣は、一般的に全ての鳥とかがかぶさっていますよということでもいいですか。

○**下沖自然環境課長** 一般的にはそのように考えていただいて結構だと思います。

○**太田委員** わかりました。

○**渡辺委員長** ほかに、よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**渡辺委員長** では、次に、その他報告事項に

関する説明を求めます。

○**川添環境森林課長** 委員会資料の8ページをお願いいたします。

ここにございます森林・林業長期計画の改訂計画「原案」と10ページからになります。環境計画の改訂計画、これは素案としておりますけれども、それぞれ概要について御報告いたします。

まず、8ページの森林・林業長期計画の原案についてでございます。この計画の改訂につきましては、9月の常任委員会で素案につきまして御説明いたしましたが、その後、パブリックコメント等を実施しまして、御意見をいただきながら改訂作業を進め、今回、この原案としてまとめましたので、これまでの経過も含めて御説明いたします。

まず、(1)の改訂計画素案に係る意見聴取の状況ですが、表の中ほどにありますように、9月24日から10月23日の期間でパブリックコメント、また、その下にありますように、10月に入りまして、市町村等への意見照会、林業関係団体との意見交換会、さらに先月には、森林審議会長期計画部会を開催しまして、御意見を伺ってきたところでございます。

いただいた御意見につきましては、(2)の計画素案に対する主な意見にまとめております。

まず、①の森林審議会長期計画部会ですが、委員の皆様からは、現行計画の記載内容の継続や森林経営計画の推進、野生鳥獣被害対策などの記述の充実について御意見をいただきました。

次に、②のパブリックコメントでは、主なものとしまして、木質バイオマスの安定供給体制の構築や、伐採した木を集材するための架線作業に係る技術の継承などの意見をいただきました。

9ページをごらんください。

③の市町村からは、保安林に係る表現の検討を、また、④の林業関係団体との意見交換会では、みやざき林業青年アカデミーの取り組み強化、広葉樹の更新、松くい虫被害対策など、幅広く御意見をいただいたところでございます。

次に、(3)の計画素案からの変更点ですが、ただいま説明いたしました各意見等を踏まえまして、内容の再検討やデータ等の更新を行っております。

主な内容につきましては、別冊でお配りしてまず資料で説明します。別冊の資料1が改訂計画の原案で、資料2が改訂計画の新旧対照表及び計画に対する意見をまとめたものでございます。本日は、この資料2の新旧対照表で簡潔に御説明いたします。

資料2の33ページをお願いいたします。

計画の中心となります第4章の基本計画の主な変更箇所について御説明いたします。

この表では、左側に改訂計画の素案、従来の9月に御説明した素案でございます。右側に原案を記載しておりまして、素案の欄の下線は、原案作成に当たりまして削除した部分、また、原案の下線は修正や追加記載した部分となります。

34ページをお開きください。

右側の原案の欄の(2)の水源となる森林づくりにつきましては、もっと積極的な表現にすべきとの御意見をいただきましたので、左側素案の広葉樹の天然更新という表現を広葉樹の造成と修正しております。

37ページをお開きください。

(5)の公的関与による森林管理の推進の④につきまして、今後の森林整備には、外部からの資金導入も検討すべきとの御意見を踏まえ、

表現を追加しております。

39ページをお開きください。

中ほどの(4)の森林病虫害対策の推進の①において、松くい虫被害対策に係る記載を、適切な伐倒駆除や計画的な植栽とし、しっかりと取り組むこととしております。

49ページをお開きください。

右側の下のほうの(2)の県産材の需要・販路等の開拓の②としまして、CLTを活用した建築工法の研究開発等の記述を追加しております。

60ページをお開きください。

(4)の新たな担い手の確保・育成の③にあります、みやざき林業青年アカデミーにつきまして、御意見を踏まえ、民間の協力について記載しております。

以上が、素案から原案への主な変更点でございます。

委員会資料の9ページに戻っていただきまして、(4)の今後のスケジュールについてでございます。この表にありますとおり、12月16日に森林審議会を開催し、改訂計画案の審議をいただいた後、来年1月に知事の答申を受けまして、2月議会に議案として、この委員会において、御説明したいと考えております。

森林・林業長期計画の改訂計画原案については以上でございます。

次に、環境計画(改訂計画)の素案の概要について御説明いたします。委員会資料の10ページをお開きください。

この環境計画につきましても、9月の常任委員会において、計画の骨子案を御説明させていただいたところでございますが、今回、計画全体の素案として取りまとめましたので御説明いたします。

なお、先ほどの森林・林業長期計画の改訂作業のほう若干先行してありまして、林業長期計画のほうは原案とし、この環境計画は、その一段階前の素案と表現しております。

この素案の概要でございますが、第1章の基本的な事項には計画改訂の経緯等を、また、第2章の環境の現状と課題では、環境を取り巻く動向等について記載しております。

第3章の長期的な目標の1の、目指すべき環境像としましては、これまでは、「新しい太陽と緑の国みやざき」としてありましたが、本県の新しいキャッチフレーズを使い、「日本のひなた太陽と緑の国みやざき」の実現に変更したいと考えております。この点が今回の改訂ポイントの1つ目となります。

第4章の環境分野別の施策の展開は、計画の中心となる部分でありますので、後ほど新旧対照表を使いまして説明いたしますが、さきに大きな改訂部分について御説明いたします。

この第4章は、第1節から第6節に分かれ、まず、第1節は、低炭素社会の構築としております。

11ページをごらんください。

中ほどに、1-4、適応策の推進のところを改訂ポイントの2つ目としておりますけれども、防災面や農林水産業を初めとする産業面などの分野における温暖化の影響に対する新たな対策として追加しております。

12ページをお開きください。

第2節が循環型社会の形成、次の13ページに、第3節としまして、地球環境、大気、水環境保全につきまして記載し、14ページの後半になりますが、第4節を生物多様性の保全としております。

次に、16ページになりますが、第5節を環境

保全のために行動する人づくりとしてありまして、ここを改訂ポイントの3つ目としております。これは、この節を環境教育等促進法に基づきまして、行動計画として位置づけるため、今回、施策の体系等につきまして、国の方針に沿った見直しを行ったことによるものでございます。

また、⑤の森林環境教育の推進につきまして、9月の委員会では、上の①から④に溶け込ませまして、項目としては削除したいと説明いたしましたけれども、審議会の意見等を踏まえて、宮崎らしい環境教育の取り組みとして残したところでございます。

17ページをごらんください。

第6節として、環境と調和した地域・社会づくりを記載することとしております。

18ページをお開きください。

第5章の重点プロジェクトは、第4章において取り組む施策のうち、宮崎の特長を生かした取り組みとしまして、特に重点的に取り組むものを3つ選定しております。1つ目は、再生可能エネルギーの利用促進や低炭素社会の構築に向けた取り組みを行います低炭素社会みやざきづくりプロジェクト、2つ目が、循環型社会や自然と共生する社会の実現に向けた取り組みを行います、人と自然が共生する緑の国みやざきづくりプロジェクト、3つ目は、人材を育成します環境人材みやざきづくりプロジェクトでございます。

第6章の計画の推進は、計画の推進体制等を記載することとしております。

続きまして、第4章の具体的な記載について、別添の資料4を使って御説明します。1ページをお開きください。

まず、凡例をごらんください。これは、今回変更等を行う項目の内容が、大まかに判断でき

ますよう類型化した上で表示したもので、例えば、**新**は、今回新たに追加した項目、**民**は、県民の御意見を反映した項目、**宮**は宮崎県らしさを含んでいる項目でございます。

それでは、主な変更箇所を説明いたします。

1 ページからは、第1節、低炭素社会の構築の二酸化炭素等排出削減でございます。

3 ページをお開きください。一番下の**新**は、平成25年度から取り組んでおります電気自動車の普及促進への取り組みを新たに記載しております。

6 ページをお開きください。

再生可能エネルギー等の利用促進でございますが、一番下に**新**として、景観や自然環境に配慮した再生可能エネルギーの導入を記載しております。これは、審議会等におきまして、再エネの導入に対する懸念の声をいただきましたので、今回新たに追加したところでございます。

10ページをお開きください。

ここからは、二酸化炭素吸収源対策であります。上から3つ目の**新**は、**民**という字と**宮**という文字もついておりますが、森林を伐って使わずすぐ植えるという文言とともに、資源循環型林業の確立について追加しております。

12ページをお開きください。

ここからが適応策の推進についてであります。全てが新設の施策の方向となります。

まず、①の防災面でございますが、ハザードマップの策定・見直し、洪水・高潮の被害を軽減するための河川等の整備など、5項目について新設しております。

次に、②の健康面につきましては、熱中症の予防、13ページに入って、高齢者等のハイリスク者の見守りなど、3項目を新設しています。

その下の③の生態系への影響ですが、ここで

は県内の生態系への影響把握と希少野生生物の保護について記載しております。

④の農林水産業を初めとする産業への影響ですが、農水産業温暖化研究センターによる影響調査、その下の農作物対策、畜産業対策、漁業対策、次の14ページになりますが、林業対策、産業全般への対策の6項目を新設しております。

16ページをお開きください。

ここからが、第2節の循環型社会の形成ですが、次の17ページの一番上の**新**は、県民及び廃棄物の排出事業者や処理業者も対象とした意識啓発事業の実施を新規追加しております。また、3つ目と4つ目の丸も**新**ですが、それぞれリデュース、リユースの取り組みを追加させていただいております。

18ページからは、文言の修正が中心ですので省略させていただきまして、28ページをお開きください。

ここからが、第3節、地球環境、大気・水環境等の保全となりますが、主な変更箇所としましては、次の29ページの④の地球環境の保全の1つ目の**改**のところ、フロン排出抑制法の全面施行に伴います立ち入り検査指導を加えております。

この節も文言の修正が中心となりますので省略させていただきまして、38ページをお開きください。

ここからは、第4節、生物多様性の保全でございます。この節では、昨年度策定しました、みやざき自然との共生プラン生物多様性宮崎戦略に沿いまして、項目の移動等を行っている関係で、**移**が多くついております。

新規項目としましては、39ページになりますが、上から3つ目の丸に**新**として、ユネスコエコパーク、ジオパークの取り組み支援による県

民意識の醸成や地域活動の推進を追加しております。

51ページをお開きください。

51ページからが、第5節の、環境保全のために行動する人づくりで、この分野につきましては、意見交換会等でも多くの意見をいただいております。民の文字が多くなっております。

まず、51ページの前半部分は、この計画を環境教育等促進法で定めます行動計画として位置づける旨の記載を行ったものであり、下から2つ目の新は、子供から高齢者までライフステージに応じた環境教育の推進について記載したものです。

56ページをお開きください。

宮崎らしい取り組みとしまして、森林環境教育に関する施策を記載しておりますが、新規項目としましては、下の2つの新、みどりの少年団や学校林の活用等による青少年の育成と、森林環境教育の指導者の養成等を追加しております。

61ページをお開きください。

ここからは、第6節、環境と調和した地域・社会づくりですが、62ページの下から3つ目の新は、施設園芸における木質バイオバスの利用などを追加しております。

69ページをお開きください。

ここからは、本計画の数値目標であります環境指標についてまとめております。現行計画では、指標の数は84となっておりますが、項目の見直しを行った結果、7増5減で2項目ふやまして86としたいと考えております。項目の欄が赤文字になっている指標は、今回新たに追加したもので、背景がグレーになっている指標は、今回削除したり他の指標に差しかえるものでございます。また、目標値の見直しを行った

ものについては、赤文字の数値を記しております。

見直しを行った主な指標について御説明します。まず、施策の基本方向の1-1、二酸化炭素等排出削減の温室効果ガス総排出量につきましては、備考に書いておりますが、大変字がちちゃくて見づらいんですが、本県の平成42年度の削減目標は、ことし7月に国が決定しました温室効果ガス削減目標にあわせまして、平成25年度比26%削減としたいと考えております。

2-2の環境にやさしい製品の利用促進では、補助事業等施設における木材使用量を、指標としてよりふさわしい公共建築物における木造率に変更するとともに、リサイクル製品認定数の目標値を上方修正しております。

3-1の地球環境、大気環境の保全では、大気環境基準達成率のところにPM2.5を追加させていただきます。

70ページをお開きください。

4-1の生物多様性の保全では、これまでのノカイドウ株数を、希少野生動植物の保護のための重要生息地に変更しますとともに、シカの推定生息数につきましては、環境省調査に基づいた目標値に見直しております。

5-1の環境教育の推進では、環境情報センター利用者数につきましては、平成25年に県立図書館1階に事務所を移した後、利用者数が大幅にふえておりますので、目標値を上方修正しております。

6-1の環境にやさしい地域・産業づくりにつきましては、農林漁業体験民宿数の目標値の見直しなど、現在改定作業中の第7次宮崎県農業・農村振興長期計画との整合性をとるための修正を行っております。

委員会資料に戻っていただきまして、18ペー

ジ。2の、今後の主な予定でございます。今回の素案につきましては、別冊に配付してあります資料3の形で12月7日から1月6日までパブリックコメントを行いまして、その後いただいた御意見等を反映した改訂の原案を、1月にこの委員会において御報告、説明させていただくこととしております。

その後、2月の環境審議会に最終案をお諮りした後、3月にまたこの委員会において御審議いただきたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○廣津みやざきの森林づくり推進室長 常任委員会資料の19ページをお開きください。

宮崎県森林環境税条例の一部を改正する条例につきまして御報告をさせていただきます。

森林環境税につきましては、(1)の改正の理由のところにありますとおり、課税期間が今年度までとなっております。このことから9月議会の本委員会におきまして、期間の延長や税額等について御説明をさせていただいたところでございます。

今議会に、(2)の主な改正の内容にありますように、課税期間を平成32年度まで5年間延長する条例改正案が上程されまして、総務政策常任委員会で審議されることになっておりますので、御報告させていただきます。以上でございます。

○下沖自然環境課長 委員会資料の20ページをお開きください。

松くい虫被害激甚化への対応について御報告いたします。

初めに、(1)の松くい虫被害の状況であります。以前御報告させていただきましたように、本県民有林の松くい虫被害は、近年は3,000立方

メートル程度で横ばいの状態でありましたが、平成26年度に増加に転じたため、昨年度末からことし5月末までに、それまで判明していた被害木の伐倒駆除を実施したところであります。

しかしながら、本年8月中旬以降、下の写真にもありますように、再度、松枯れの状況が出現し始めまして、9月末時点での被害量は、この中ほどの表にもありますように、県全体で昨年の約1.4倍、特に、宮崎市では約3倍と大きく増加しております。

県といたしましては、これは、非常事態であるという認識のもとに対応することとしたところであります。

次に、右のページの(2)プロジェクトチームの設置と連絡会議等の開催についてであります。

松林は、私どもが管理します県有林のほか、港湾や公園等の県土整備部所管のもの、また、国有林や市町村有林、ゴルフ場など、土地の管理者が複数にまたがっております。

このため、庁内に横断的な松くい虫被害対策のプロジェクトチームを11月10日に設置しまして、翌11日には関係団体等との連絡会議と現地検討会を開催しまして、危機意識を共有するとともに、関係者が一体となった効果的な防除に緊急に取り組んでいくこととしたところでございます。

次に、(3)現在の防除における課題についてあります。

まず1点目は、今現在、見かけ上青々としておりましても、既に感染しているものがあり、これから年度末にかけて、枯れが表面化する懸念があること。②でございますけれども、推定される被害原因の抽出とその対応については、下の写真の左側の写真にもありますように、法

に基づく防除の対象とならない住宅地等の枯れた松が放置されていること、中ほどの写真にもありますように、地上から散布する薬剤が大きな松の木では、上まで十分に届いていない可能性があること、また、右側の写真のように、カミキリ虫が1.3センチメートル程度の小枝からも発生しておりまして、伐倒後には、幹だけでなく、枝の処理をこれまで以上に徹底して行う必要が判明したこと。さらに、③にありますように、被害の激甚化により、海岸林の防災機能が低下することなどであります。

最後に、(4)の今後の取り組みについてであります。(3)の課題に対しまして、1点目が、きめ細かなパトロールを行いまして、早期に被害木を特定することや、そうした対策に必要な予算をしっかりと確保すること。2点目が、写真にありますように、無人ヘリによる薬剤散布の導入など、よりきめ細やかな防除の実施など、関係者連携による徹底防除を行うこと、最後に、抵抗性マツや広葉樹の植栽を進めるなど、海岸林の防災機能の早期回復に順次取り組んでまいります。説明は以上であります。

○石田山村・木材振興課長 私からは、環太平洋パートナーシップ協定、T P P協定につきまして、御説明申し上げたいと思います。

常任委員会資料の22ページをお開きください。

なお、本日は、このほか資料5といたしまして、T P P協定交渉の大筋合意に伴う宮崎県への影響と、その補足資料といたしまして資料6を提出させていただいておりますが、内容が重複いたしますことから、この委員会資料で御説明申し上げたいと思います。

まず、(1) T P P協定の概要等につきましては、①、②にございますとおり、アジア太平洋地域12カ国による大筋合意が10月5日になされ

まして、県では、③にございますとおり、10月6日に対策本部会議を開催し、これまで森山農林水産大臣やT P P政府対策本部に対しまして、早急な情報の分析や情報提供、農林水産業に対する万全の対策をとることなどについて、要望を行ってきたところでございます。

国では、④にございますとおり、総合対策本部を設置いたしまして、大筋合意を踏まえた政策対応の基本方針を決定し、11月25日には、総合的なT P P関連政策大綱を示したところでございます。

23ページをごらんください。

(2) T P P大筋合意の林産物の概要でございます。①の合板・製材につきましては、我が国への輸入額が多い国(カナダ、マレーシア)や、輸入額の伸びが著しい国に対しまして、16年目までの長期の関税撤廃期間と、輸入量が急増した場合に関税をT P P協定発効前の水準に戻すセーフガードが確保されているところでございます。

次に、②合板・製材の代替品・競合品につきましても、①の合板・製材と同様に、カナダのO S B——構造用パネルでございますが、これに対しまして、16年目までの関税撤廃期間とセーフガードが確保されたところでございます。

③の環境分野につきましては、T P P参加国は、違法伐採木材の取引を抑止するような制裁ですとか、罰則などの厳しい対策を講じることなどが規定されているところでございます。

次に、(3) T P Pによる林産物への影響についてでございます。

①にございますとおり、国レベルで見ますと、輸入量で、合板は4割、S P F製材品は約3割がT P P参加国から輸入されております。合板もS P F製材品も、国産材とは使途が異なりま

すので、直接の競合関係にはございませんが、結果といたしまして、例えば、S P F製材は、ツーバイフォーの材料として使われているんですけれども、このツーバイフォーの住宅と、在来軸組住宅のように、結果としましては輸入品と競争関係にあると考えているところでございます。

他方、現在の関税率につきましては、既に10%以下でございまして、また、先ほど申し上げたとおり、16年目までの長期の関税の撤廃期間ですとか、セーフガイドが措置されていますことから、短期的には影響は限定的であると見込んでいるところでございますが、長期的には、国産材の価格への影響が懸念されるところでございます。

②の県内林産物への影響を見ますと、アの木材のうち、丸太や米マツ・米ツガ等の製材品は、既に関税がゼロであることから直接の影響はないと考えているところでございます。

次に、S P F製材品や集成材につきましては、先ほど申し上げたとおり、県内の工場で生産される製材品と、結果的に競合することや、合板につきましては、県内に工場がないところでございますが、いずれにいたしましても、長期的には県産材の価格の低下ですとか、シェアの縮小が懸念されるところでございます。

次に、24ページをお開きください。

シイタケでございます。シイタケにつきましては、協定発効と同時に関税率が引き下げられるところでございますが、現在、T P P参加国からの輸入はございませんので、直接的な影響はないものと考えているところでございます。

報道等では、国が12月下旬を目途に影響の試算等を示すとされておりますので、その結果を踏まえまして、本県におきましても、本県林業

・木材産業の影響を慎重に分析、検討してまいりたいと考えているところでございます。

次に、(4)影響に対する対策につきましては、国産材価格の下落も懸念されますことから、生産性の向上等の体質強化対策が必要であると認識しております。国が11月25日に示しました総合的なT P P関連政策大綱におきましても、高品質な我が国農林水産物の輸出等需要フロンティアの開拓や合板・製材の国際競争力の強化などが示されておきまして、成長産業化を進めるための具体的戦略を、28年秋を目途に詰めることとされております。

具体的には、今後講じられると予想されております国の補正予算等の対策を活用いたしまして、本県林業・木材産業の国際競争力・体質強化を図ってまいりたいと考えてございます。

また、(5)にございますとおり、現在のところ、T P P参加国への木材・木製品の輸出はなされておられませんけれども、今後、T P Pへ参加の意向を示してございます韓国やインドネシアなども含めまして、本県木材製品の輸出についても可能性が広がりますことから、これをチャンスと捉えまして、本県林業・木材産業の発展につなげてまいりたいと考えてございます。

いずれにいたしましても、T P P協定への対応につきましては、その影響を慎重に分析いたしまして、本県林業・木材産業の発展に向けて必要な対策を講じてまいりたいと考えてございます。

山村・木材振興課からの説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○渡辺委員長 ありがとうございます。執行部の説明が終了しました。その他報告事項についての質疑はございませんでしょうか。

○右松委員 幾つかあります。まず第七次宮崎

県森林・林業長期計画の改訂について質問をさせていただきます。

こちらの資料2の37ページであります。私が一般質問等で取り上げをさせていただいた適正な森林管理の推進という中で、齢級構成の平準化等の話をさせていただく中で、こちらの再造林面積については、御答弁いただいた2,200ヘクタールと上方修正されているのは確認させていただきました。あわせて、間伐実施面積なんですけれども、目標値が8,200ヘクタールと出ております。これは、当初の指標においては、平成32年は1万ヘクタールとされておりまして。切ったら植えるということで、主伐がふえている中で、この再造林をしていくということは非常に方向性的にはベストな方向だと思っております。

そういった中で、間伐の実実施面積が下方修正と言ってもいいと思っておりますけれども、そうなったところをもう少し説明を。特に下方修正ですから、丁寧な説明が必要だと思っておりますので、再度伺いたいと思っております。

○西山森林経営課長 間伐の指標でございますが、御指摘のとおり、1万ヘクタールにしていたものを8,200ヘクタールとしております。この理由につきましては、伐採がどんどんふえております。それで、造林面積はふえているんですが、間伐をする山の全体量が減っているのが、まず1つ目の理由でございます。それと、市町村森林整備計画で、間伐の回数を35年生以下については10年に1回やるとなっておりますので——今まではきちっとした山をつくるために、11年生で一遍、切り捨て間伐をやって、16年、23年とかでやるとしていたんですけれども、今回、市町村森林整備計画で10年に1回となったものですから回数がちょっと減っております。ということで、指標を8,200に下方修正したところで

あります。

ただし、委員おっしゃったように、間伐は非常に温暖化防止の上でも、また、きちっとした山をつくる上でも非常に重要でありますので、その対象になる間伐はきちっとやっていくという上での数字でございます。

○右松委員 今、齢級構成が上がってきてきたから、主伐して、やはり適正に木材を資源として使っていこうというのは重要なんですけども、やはり、一昔前は間伐に非常に重きを置いていたわけですよね。私の持った資料では、21年の現況値が9,170ヘクタールということで、21年、6年前がそういう数字になってました。今、26年の現況値が約半分まではいきませんけれども、そういう状況でありますので、余り上下の変動が大きいのはどうかなと思っておりますので、考え方的には理解はしてますが、先ほど話されましたけれども、間伐の面積に関しても適正に管理していく。山を強くしていく上でも、いい木材をつくっていく上でも、やはり重要なところだと思っておりますので、そこを再度お考えいただければと思っております。

○渡辺委員長 答弁はいいですか。

○右松委員 要望です。

○渡辺委員長 関連でございますでしょうか。

○黒木委員 パブリックコメントですが、92ページにありますけれども、件数的には15件と考えていいわけですね。意見する人たちの職業とかはわかりませんか。

○川添環境森林課長 パブリックコメントを、実際15件で12名の方からいただいてまして、職業等を書く欄はないんですけれども、その書きぶりからみますと、団体職員とか、建設業の民間の方々とかから来ていると把握しているところでございます。

○黒木委員 それから、この資料2の中で1点だけお伺いしたいと思うんですけども。57ページの括弧書きで、多様な森林産業の創出や都市との交流促進等による収入の確保で、「⑤農山漁村で年収100万円アッププロジェクト」と書かれています。これ説明がなかったんですけども、説明をしていただくと。括弧書きは、どういう意味なんですか。

○大坪環境森林部長 これにつきましては、今、全庁的に横断的にこういうことをやってみようじゃないかということで、検討中の中身なものですから、一応括弧書きということにしておりまして、その中身が固まれば括弧を外していきたいと思っているところでございます。

要は、農山漁村で、所得向上対策をしっかりと部局横断的にやっていこうじゃないかという検討を今やっているところでございまして、具体的には、庁内の関係各部が集まっての協議ですとか、市町村に行つての協議、そんなことを現在やっているところでございます。

そういうことを踏まえまして、具体的な所得向上対策を立案していきたいと考えているところであります。

○黒木委員 これはもう入ると考えていいわけですか。

○大坪環境森林部長 ぜひ入れていきたいと思っております。

○黒木委員 ぱっと見たときにあれと思って、いろんな言葉が並んでますけれども、要は、いかに人が住むかといったら、やはりいろんな角度から年収をアップしなければ、人はそこに住み続けられない。特に、T P Pという逆風が吹く中で、T P P以前に農業とか林業は厳しいんですけども、いろんな角度からやはりこういう対策を部局横断的に取り組むことが定住の条件

につながるし、こういう総合計画が進んでいく最も重要なことであると思うものですから、ぜひこれは強力に進めていただいて、部局横断的に大きなプロジェクトとして動かしていただくように、ぜひお願いしておきたいと思っております。期待しております。

○有岡委員 資料の43ページになりますけれども、フォレスターという表現が出てまして、ヨーロッパ、オーストラリアあたりでは、フォレスターという方々が山を熟知し、そして、計画的に指導しながら伐採をするというシステムがあるわけですが、このフォレスターという分野を省く背景には、そういった人材が今はなかなかいないということで理解してよろしいのでしょうか。

○西山森林経営課長 今、日本でも資格試験をやっているんですが、数が少ないというのもあるんですけども、ドイツのフォレスターと日本型のフォレスターは、仕組みが違うといえますか、森林の管理を直接行うのがドイツのフォレスターだと思っているんですけども、我が国においては、ここにある普及指導の面からやるということで削ったところでありまして。また、そういう指導をしていかないということではもちろんございません。

今、宮崎県にいるフォレスターは、六、七名という状況でございます。

○有岡委員 林家の方たちもそうですが、実際、山を熟知した方が大変少なくなっているという実態を聞いてますので、そういった意味では、そういうアドバイスなりができる人材を大事にしておかないと、今後厳しくなるのかなという気がします。フォレスターという表現を使わないにしても、何らかの形で、山を熟知し、管理できるような人材をやはりつないでいただきたい

いと思っております。要望で結構です。

○**太田委員** 私は意見というか要望になるかもしれませんが、36ページの多様で豊かな森林づくりの推進で、棒線が引いてあるということで、こういうふうに強めましたということだと思いますが、多様な森林づくりをするということですね。

今回は、39ページの野生鳥獣被害防止対策の推進で、(5)であります。②のところには、野生鳥獣の育成環境を確保するため、奥地森林等を中心に天然林の保全を推進しますとなっております。もちろんこれでいいと思うんですが、奥地に有害鳥獣を返そうという、本来のところにおってくださいということだろうと思うんです。ただ、ちょっと、林活議連でも少し議論にもなっておったところなんですけれども、山を見た場合に、山の頂上まで杉を植えてというような、例えば、4合目から上とか5合目から上は基本的に有害鳥獣に戻しましょうよという考え方も、長期的に山づくりを考えたときに、そういう方向も将来出ることであってもいいのかなと思うんですが。いわゆるここでは奥地森林等を中心に、有害鳥獣にそっちのほうに行ってくださいということでもあります。同じ考えかもしれませんが、私は、山のそんなに高いところまで、将来もう伐採もできないようなところまで植えているところは、基本的にモデル的に有害鳥獣に戻しますよという気持ちも、こういうところに含まれてもらうといいかなと思ったり。将来、何合目から上はとかということが書けるかどうか分かりませんが、そういう表現も将来出てくるといいかなと思って。前回も意見言わせてもらいましたけれども、今後の議論の中でそういうのもしてもらいたいかなと思って提案します。

○**西山森林経営課長** 委員おっしゃったとおりでありまして、資料2の34ページをごらんいただきたいと思います。ここの具体的な施策としまして、資源循環型の森林づくり、これが林業になると思います。今、委員がおっしゃったのは、(5)で多様な生物を育む森林づくりで、天然林を中心にして、そういう動植物が多様に生存できる地域ということで、おっしゃったように、山の上とか場所を見ながら、目的を決めてゾーニングをしていって、適切な管理をしていくようにしてまいりたいと思います。

それと、先ほど有岡議員からの要望ということだったんですが、55ページをごらんください。(3)高度な普及指導の展開ということで、フォレスターとしての役割も期待される林業普及指導員の資質向上ということで、フォレスターのかわりに普及指導員が頑張っていきますということで入れておりますので、申し添えさせていただきます。

○**有岡委員** もう一点、ちょっと違う話になりますが、37ページにあります人工林とか天然林等の面積の割合ということで、実は、耕作放棄地で竹林が広がっているという実態を聞くんですが、この3%という割合が、放置すると広がってくると思うんですが、その竹林対策は何か考えていらっしゃるのかお尋ねいたします。

○**廣津みやぎきの森林づくり推進室長** なかなか山の手入れが行き届かなくなっているという状況がありまして、竹林が杉の人工林とかに入り込んで、機能の低下を招いている状況もございます。そういった対応策の1つとして、森林環境税を使った侵入竹の整理、森林の機能保全を図る取り組みを今進めているところでございます。

○**有岡委員** 昔のように、竹を生活の一部とし

で使うような仕組みとかを教育の中で取り組もうとか、そういう計画はないのでしょうか。

○廣津みやぎきの森林づくり推進室長 今現在、邪魔者にはなっているわけですがけれども、竹を材料として使うとか、タケノコで食べるという習慣もなかなか減ってきているという状態で、繁茂の原因になっているわけですがけれども。そうじゃなくて、材料として過去から使ってきているわけで、そういった技術とか、習慣を伝えるために、森林環境教育、子供たち相手に取り組んでおりますけれども、そういった中で材料として取り上げて、例えば、ミニ門松をつくるとか、そういった取り組みは進めているところでございます。

○有岡委員 余談ではありますが、地域のお祭りとかすると、やはり、高齢者の方たちが竹で菜箸をつくったりしてますので、ぜひそういったことを教育の場で奨励したり、市町村にそういった話をされるともっとニーズはありますし、可能性のある分野ですので、竹を使う文化もやはり大事にさせていただくような視点で、この3%を目標にされるといいのではないかと思いますので、要望です。

○押川委員 49ページでありますけれども、改訂の中で、今、話題になっておりますCLTを入れていただいたということで喜んでおります。今回、防災センターにも使われるということですが、本県で、CLTを製造する具体的な計画等があればちょっとお聞きをしておきたいと思えます。

というのが、他県でつくっては意味がないと思うんです。やはり、本県でそういったものもしっかりできる中で、改訂案あたりに盛り込まれると、よりCLTの活用も、また脚光を浴びてくるのかなと考えておりますので。

○長友みやぎきスギ活用推進室長 CLTにつきましては、現在、県内で日南市にありますウッドエナジー協同組合という工場でCLTの生産ラインの整備が進んでいるところでございます。ただ、今のところ、まだ、CLTにつきましては、全国的にも工場は少ないんですけれども、実際どういう需要先が出てくるか、はっきりまだつかんでいない状況でございます。取り組みたいという企業についても、やはり、様子を見ながら少しずつやっていきたいという状況でございます。ウッドエナジーにつきましても、いきなり大きなものではなくて、ある程度小さなものから取り組んでいきたいと、そういう住宅にでも使われるようなものを、まず取り組んで実績をつくっていききたいということで、今取り組んでおるところでございます。

○押川委員 わかりました。そういうことも含みながら、しっかりしたものを計画の中でやっていただくようお願いをしておきたいと思えます。

○徳重委員 関連でお尋ねしたいと思います。CLTは、ヨーロッパでは、建物、住宅までたくさんできていることは御案内のとおりですが、日本で、特に木材の供給県である宮崎県として、木材センターでのこの種の研究とか、どういうものをつくれれば利用できる、一般家庭にも利用できるとか、そういった研究はされてないんですか。

○小田木材利用技術センター所長 CLTにつきましては、現在のところ、建築基準法上の基準強度等がないということです。防災拠点庁舎につきましても、センターでいろいろ各種強度試験を実施しまして、その基準強度を、今求めているところです。どのような建物にCLTが活用できるかといったことにつきましては、セ

ンターにも、民間の工務店等から問い合わせ、あるいは相談が来ております。全国的な流れを見てみましても、恐らく、RC造3階建てぐらいまでの中規模な建物がCLTで置き換えられる可能性は高いのかなと考えています。

そういうこともありますので、県産の杉材を使った場合に、CLTを使ったときにその強度がどうなる、あるいは接合方法をどういうふうにすればいいかといったようなことについて、現在研究を進めているところです。相談があった場合には、逐次そういう面に対応していきたいと考えています。

○徳重委員 御案内のとおり、県の防災庁舎もCLTを使うという方針が決まっている状況です。やはり、先進県という形の中で、私は、積極的に、この問題については、少々投資してもやるべきじゃないかと、そして、早く確立して、宮崎県が真っ先にこのCLT工場がちゃんとできるように、運営ができるようにしてやるのが大事じゃないかと思います。

この前、林活で鹿児島を視察させていただきました。立派な大きな工場がもう既にできているわけです。宮崎県が、まだ緒についただけというのはちょっとどうかと思うんです。ぜひひとつ官民一体となって、このことについては、行政がもう少し積極的にやっていただかないと民間のほうは非常に弱いところがありますので、行政が一生懸命やっていただく、官が一生懸命やっていただくことによって、民はそれに乗っかっていくのが流れかと思っておりますので、ぜひひとつ積極的な取り組みを。特に、センターで具体的な例をつくり上げて、こういう形でやれば大丈夫ですよというものをつくっていただくと、より普及が早められるんじゃないかと期待しておりますので、よろしく願いをしておき

たいと思います。

○渡辺委員長 ほかに関連でありますでしょうか。

○有岡委員 CLTの関係が常任委員会資料の中に出ておりますので、ちょっとお尋ねしたいと思います。25ページの備考の下になりますが、CLTについては、8年間均等引き下げ9年目で撤廃という文面ですが、これは追い風と考えていいのか、それとも、逆にCLTを推進するには逆風になるか、どう捉えていいのかお尋ねいたします。

○石田山村・木材振興課長 現在、CLT、実は、国内に海外のものが入ってきている状況はございません。ですので、輸入は特にされていないという状況でございますので、大きな影響はそもそもないのではないかと考えているんですが、ちょっと懸念されますのは、海外のCLT、実はかなり価格が安い状況でございます。ただ、かなり大型のものでございますので、どのように船に積むか、コンテナに入らないという大きさになりますので、輸送方法等、いろいろと課題はあるかと思っております。仮に海外から安いものが入ってくるということになると、厳しい競争にさらされる可能性も否定できないと考えているところでございます。ただ、今の時点で輸入はないという状況にはございますので、国内で十分対応できると考えてございます。

○右松委員 20ページですけれども、松くい虫の被害激甚化への対応について幾つかお伺いしたいと思います。

宮崎市が約3倍ということで数字に出てます。全体的な松くい虫の被害量に関していえば、平成3年から出ている1万4,523立米から、大分全体的にみると、歴史的にみると下がってはきているんですが、ことし、特に宮崎市が被害が大

きいということになってます。

幾つか伺いたいのは、まず、最初に県の防除戦略が、特に被害の大きい宮崎市において、市との連携も含めてどういう防除戦略になっていたのか、その辺をまずは教えていただければと思います。

○下沖自然環境課長 海岸松林には、宮崎市有林もございまして、県有林、それから、国有林等もございまして、防除につきましては、ヘリコプターによる空中防除を、それぞれの土地の所有者と連携しまして、空中防除、それから、地上散布等も実施しているところでございます。

この事業につきましては、県の事業で実施すると。国は別ですけれども、宮崎市と県については、県の単独事業で実施している状況でございます。

○右松委員 ちなみに、予防散布において、空中散布、地上散布、割合的にはどういう状況なのか教えてください。

○下沖自然環境課長 ヘリコプターによる空中防除は462ヘクタール、それから、地上散布につきましては、156ヘクタールという割合になっております。

○右松委員 わかりました。幼虫がふ化する期間をできるだけカバーしていくということになれば、空中散布にしても、地上散布にしても、どういった頻度で散布されているのか、年に2回散布されているのか。あるいは効力の強い薬剤を使って、年に1回なのか、その辺も簡単に教えてください。

○下沖自然環境課長 空中散布につきましては、薬剤の効力が約4週間、約1カ月で、松くい虫、マダラカミキリの飛び出す時期が5月から6月にかけてですので、年に2回散布しております。それから、地上からの散布につきましては、薬

剤の効果が約8週間で、1回で済むということで、地上散布については1回としているところでございます。

○右松委員 あわせて、伐倒期の処理についてなんですけれども、全林を焼却するのがやはり理想的だと思うんですが、そのあたりの対処状況はどうだったのか教えてください。

○下沖自然環境課長 26年度の状況で申しますと、5月末までに判明しておりました枯れた松は伐倒しまして、焼却等を実施しているところでございます。

今後、伐倒したものについては、やはり有効利用しないといけないということで、バイオマス燃料等にも活用することで、幾らか伐倒費用も削減できますので、こういったことにもつなげていきたいと考えております。

○右松委員 当然、有効活用したときには全て幼虫を死滅させたというのが前提だと思いますので、そこはよろしくお願ひしたいと思います。

それから、予算計上がどういう経緯でなっていたのか、この松くい虫の対策についての予算がどういう配分であったのか、過去5年、10年を教えてください。

○下沖自然環境課長 松くい虫の薬剤防除につきましては、当初予算で約4,000万円程度でございます。これは、直接の防除にかかわる費用でございます。これは、直接の防除にかかわる費用でございます。これは、直接の防除にかかわる費用でございます。これは、直接の防除にかかわる費用でございます。

それプラス、海岸林国庫事業の防災林造成事業、保安林の整備事業等で松くい虫関係の事業ができるようになりました。枯れた松を除去しまして、その後に植栽等をするための前処理ということで伐倒駆除も認められるようになりましたので、そちらのほうについても、今現在取り組んでいるところでございます。

○右松委員 現地視察で国会議員が同席している状況ですので、当然、国に対する予算要望もやっていく必要があると考えてます。ちなみに、平成27年度予算の概算要求、予算額は確認してませんが、概算要求で出てきてますのが9億6,600万円が、農水省の松くい虫も含めた森林病虫害等被害対策に入っているんです。その中で、1億9,700万円が東北地方における松くい虫の被害拡大の未然防止ということで割り当てになってます。ですから、これだけ被害が激甚化ということで、県がPTもつくって、本格的にやり出すということであれば、やはり国に対する予算要望も当然していくべきだと考えてますけれども、そのあたりを教えていただきたいと思えます。

○下沖自然環境課長 現在、被害を受けているところに、どういった事業を充てて、どういったふうに防除していくかというのを、検討しているところでございまして、予算が不足する状況もありますので、国に対する要望等もしっかりやっていきたいと考えております。

○右松委員 概算要求、今年度の27年度の中で被害拡大地域対策事業で、松くい虫防除ということで6億7,700万、これは*10分の10の補助率になっています。ですから、もうわかってらっしゃると思えますけれども、国会議員も出てきていますので、国にしっかりと要求していただきたいと思っております。

○徳重委員 関連でお尋ねしたいと思えますが、もう原因も結果も出ているわけです。だから、私は、予防対策が最も大事だと思っております。現に、シーガイアさんの松はほとんど枯れてない現実があるわけです。隣が枯れていると。いつごろ発生して云々といういろいろおっしゃいました。しかし、そこは周りにちゃんと枯れてな

いがあるわけですから、対応がくれたんじゃないかと思うんです。

農作物でもそうですが、やはり、予防対策が最も大事じゃないかと思えますと同時に、そのやり方。一方はちゃんと青々とした松林があるわけですから、その隣がべらっとやられているということは一体どういうことかなと、どうも理解できないんです。

今緊急対策をされる、それはそれで大事なんですが、もう少しお互いにそこ辺を考えて、なぜそうなっているのかという、シーガイアのほうはよくて、一般人、あるいは県有林、防災林、そういったものはやられている、それはどう理解したらいいんですか。

○下沖自然環境課長 おっしゃるとおり、フェニックスリゾートさんのところについては、集中的に費用を投資しまして、1本1本の松の幹に薬剤を注入する樹幹注入、それから、ヘリコプターによる独自の防除等も集中的に費用を投資してやっておりますので、そういったところもいろいろ参考にしながら考えていかないとけないところなんですけれども、費用対効果という面も考えながら、効果的な方法を今後ともっていききたいと考えております。

○徳重委員 20ページに出ておりますが、7月と10月でこれだけのものが枯れています。これだけの松林をつくらるとなると、何十年もかかるわけです。既にもう遅いんです。

だから、少々お金がかかっても、予防対策を怠ってはこういうことになってしまうぞと。また今から松くい虫に強い松を育てたとしても、何十年もかかるわけです。大変なことだと思っております。今残っているものを絶対これ以上枯らさないぞという、そういう意気込みがないと。

※26ページに発言訂正あり

いや、定期的にやっています、防除していますという程度の話では、まだまだやられてしまうと思っているんです。

だから、現実に戻りにちゃんとやられているところがあるのであれば、ちゃんとそこ辺をお互いに研究し合って、必要なものはお金が少々かかろうともやらなければ、もう宮崎の財産というか、環境というか、そういったものが根本的に壊れてしまうと思うんです。

例えば民間があるから民間はできないと、民間にも、皆さん方のほうから知恵を出していただいて、金も出していただいでちゃんとやっあげるとい形をとっていかない限り防げないだろうと思うんです。民間はもう民間の人たちの考え方だと言ったらもう枯らしてしまう、それから広がっていく。幾ら投資しても、そうやってしまったら元も子もなくなるわけです。だから、その辺をところをもう少し真剣に考えていただきたいということを——もう答えは要りませんが、要望として上げておきたいと思います。

○黒木委員 TPPの影響ですけれども、セーフガードが措置されているということですが、どのような仕組みになっているのかを。

○石田山村・木材振興課長 セーフガードでございますが、いわゆるトリガーレベル、ある一定の水準を超えたものにつきましては、TPP発効前の関税に戻すことができるという規定になってございます。年度内におきまして、ある一定量の水準を超えた場合については、その関税を一旦もとの水準に戻しまして、年度が終わった段階で、またゼロからのスタートになりまして、輸入量がふえてきたら、その時点でまた関税レベルを多ければもとの水準にまで戻すことができるという規定になっているところでございます。

○黒木委員 今回の林産物に対するセーフガードは恒久的のようでございますけれども、短期的に影響は限定的と見込まれているが、長期的には、国産材価格の下落も懸念されるということですが、こういう恒久的なセーフガードの措置があったとしても、やはり、値段の低下は心配されると考えていいですか。

○石田山村・木材振興課長 短期的にはそれほど輸入に大きな影響は——先ほど申し上げましたとおり、国産材と合板もSPF製材も、用途が違うということでございますので、直接競合するものじゃないんですけれども、木材全体の価格が全体として下がってくるといったことになりまして、つられて県産材の価格も、それなりに下がってくる可能性は否定できないと考えてございます。このため、国際競争力を、県内の製材工場等にもつけていただくための対策が必要になってまいると考えているところでございます。

○黒木委員 農産物に対しては、牛肉と豚肉にセーフガードがされますけれども、これは時限があつて恒久的ではないわけで、ぱっと見たときに画期的なことかなという気がしたんですけれども、ほかの品目で、恒久的なセーフガードがあるものは何かあるんですか。それによって、保護されるというか、そういう品目はあるんですか。

○石田山村・木材振興課長 全ての品目につきまして確認をしたわけではないんですけれども、恒久的にこういったセーフガード措置、いわゆる関税をもとの水準に戻せるという措置がされた木材分野は、極めて特例だとは伺っているところでございます。

○押川委員 環境計画改訂関係で、62ページ。改訂計画の中で新たに、施設園芸で利用する木

質バイオマス等の関係であります、これの狙いとどのような具体的な計画があるのか、もしあればお聞きをしておきたい。

○川添環境森林課長 今、押川委員のおっしゃったのは、62ページの下から3つ目の施設園芸のところですね。ここは、農政水産部のほうにも確認しております、ワーキンググループをもつてますので、聞いている範囲で申しますと、例のチップのが100何基ぐらいしかまだ進んでないということなんですけれども、この前、本会議でも、農政水産部長が答えられたように、竹とかいろんなものを使った上で進めていきたい。それと、もう一つの小水力につきましては、土地改良区と連合会とか、協力を得ながらさらに進めていきたいという農政の計画でございまして、我々としても一緒に再生可能エネルギーということで進めていきたいということで記載させていただいてます。

○押川委員 わかりました。午後に農政がありますから、また、農政のほうで具体的には聞きますけれども、やはり、林活の中でもいろいろ議論が出たんですが、このバイオマス燃料、特にチップとか、ペレット。これの確保がなかなか厳しいんじゃないかと。具体的にどこらあたりにどういったものを植えていけば、例えば柳であったり、そういった早生樹あたりを確保できるのかということが出てきてますから、関連があると思いますので、農政とこれもしっかりどこあたりにそういったものを植えていって、燃料として確保するのかということもやっていかないと、ばらばらの中で計画を上げられても、なかなか我々としても困りますから、しっかりこういう関連する分においては、やはり、合議の中で出していただくということをお願いしておきたいと思います。また、午後に聞かせてい

たきます。

○有岡委員 2点ほどまずお尋ねしたいと思いますが、きょうの資料の8ページにありますパブリックコメント。この中で、高性能機械を使った効率化、これはもう当然進めるわけですが、そういった高性能機械が入らないような山に対して、架線技術の継承ということがありますが、私が知る限りでは、70歳前後の方は経験があるんですが、若い方はないということで、この架線技術の継承についての考え方をお尋ねいたします。

○西山森林経営課長 この林業架線の設置につきましては、現在、研修をしているところであります。毎年25名を目標に技術の継承ということでやっております。今回の長期計画の中でも、資料2の59ページなんですけれども、(2)の④、「大径木の伐採や林業架線の設置などの高度な技術を有する技術者の確保を図るとともに」としているところであります。今後とも、そういう技術をきちっと継承してまいりたいと考えております。

○有岡委員 これは、実際に現場でのそういう経験があると理解してよろしいのでしょうか。

○西山森林経営課長 架線は、講習等を受けて使うんですけれども、危険度も高いことから、作業主任者をつけないといけないということで、作業主任者は免許になりますので、免許取得のための講習をやっているということでもあります。当然、経験のない人も使えるようにする研修もやっております。

○有岡委員 かなり急傾斜の危険なところをやるということを想定されますので、実際やってみないとできないと感じますので、ぜひ研修等で募っていただきたいと思っております。

もう一点、資料4の中の70ページの数値目標

の件でお尋ねします。鹿の推定生息数ということで、平成20年度7万7,000頭だったものが、環境省調査が14万頭だろうということで。それが、最新値は12万5,000頭、平成32年には7万7,000頭。この数字をこのまま鵜呑みにしますと、今まで5年間取り組んで1万5,000頭が減りましたと。それを5年間で約5万頭減らすということですから、今の3倍ぐらいのペースで取り組まないと、この7万7,000頭にならないわけですが、そこら辺の見通しはいかなものなんでしょうか。

○下沖自然環境課長 この計画によりますと、鹿の個体数の捕獲計画をつくってありまして、この計画は平成32年度までですけれども、個体数の管理計画によりますと、10年目が平成35年になっております。35年には6万3,000頭に減らすという計画になってありまして、ちょうどその7年目に当たります平成32年度に7万7,000頭になっているという計画でございます。

それで、お尋ねの実績の件でございますけれども、今現在、捕獲も交付金等もございまして、順調に計画よりちょっと上回るようなペースで捕獲しているところでございます。このペースで計画どおり捕獲をしますと、予定どおり、平成32年度には目標値の7万7,000頭に、そのときの捕獲頭数が1万7,000頭でございまして、これぐらいの頭数を捕獲すれば、順次、鹿の個体数も減少していくという計画を立てているところでございます。

○有岡委員 再度確認します。この1万7,000頭という頭数に対する捕獲の補助は確保できていると理解してよろしいんですね。

○下沖自然環境課長 現在、平成27年度の計画が2万5,000頭でございまして、それについては、確保はできておるところでございます。あと、

今後、個体数が減ることに伴って、捕獲頭数も順次減らしていくという計画になっておりますので、今後とも、こういった予算の確保については、まだ先のことではありますが、十分確保してまいりたいと考えております。

○有岡委員 よろしくお願ひします。

○右松委員 国の27年度の予算概算要求の林野庁の概算要求について、10分の10と申し上げましたが、防除損失補償金が10分の10で、松くい虫防除、それから、松林保全対策事業等の6億6,700万は2分の1補助でございます。訂正します。

○渡辺委員長 よろしいですか。それでは、その他報告事項についてはよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、質疑をここまでとします。

その他で何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 よろしいでしょうか。それでは、以上をもって環境森林部を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでございました。ありがとうございました。

暫時休憩して、1時再開いたします。

午前11時57分休憩

午後0時59分再開

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

まず、本委員会に付託をされました議案等について、郡司部長の概要説明をお願いいたします。

○郡司農政水産部長 農政水産部でございます。よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

まず、初めにお礼を申し上げたいと思ひます。先月開催されました第18回全国農業担い手サ

ミットにつきましては、皇太子殿下の御臨席のもと、県内外から多くの担い手の方々や農業関係者の皆様に御参加をいただき、盛大に開催されたところであります。渡辺委員長を初め、委員の皆様にも御参加をいただき、心から感謝を申し上げるところでございます。

それでは、座って説明をさせていただきたいと思っております。

お手元の委員会資料の1ページをお開きください。

まず、初めに、第1号議案「平成27年度宮崎県一般会計補正予算(第3号)」についてであります。

今回の補正は、国庫補助決定等に伴う補正であります。補正額につきましては、平成27年度歳出予算課別集計表の中ほどの列、一般会計の合計の欄にありますように、4,778万3,000円の増額補正をお願いしております。この結果、特別会計を合わせた農政水産部全体の補正後の予算額は、一番下にありますとおり、423億5,037万7,000円となります。

次に、資料の2ページをごらんください。

繰越明許費についてであります。公共農地防災事業など、3つの事業で合計4億7,040万円の繰り越しをお願いしております。これは、工法の検討に日時を要したことによるもの等の理由により、繰り越しが見込まれるものであります。

補正内容等につきましては、後ほど関係課長から説明をさせていただきます。

次に、7ページをお開きください。

特別議案として、工事請負契約の変更について。それから、9ページをお開きください。議会提出報告として、損害賠償を定めたことについて、関係課長から説明をさせていただきます。

次に、10ページでございます。その他報告でございますけれども、環太平洋パートナーシップ協定(TPP協定)について。15ページ、先ほど申し上げました第18回全国農業担い手サミットinみやぎの開催結果について、この2項目について御報告をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いをしたいと思います。

○渡辺委員長 ありがとうございます。部長の概要説明が終わりました。

次に、議案についての説明を求めます。

○久保田家畜防疫対策課長 家畜防疫対策課でございます。まず、最初に、歳出予算説明資料の53ページをお開きください。

家畜防疫対策課の11月の補正額は、一般会計で4,778万3,000円の増額補正をお願いしております。その結果、補正後の予算額は、7億7,152万8,000円となります。

事業内容につきましては、別冊の常任委員会資料で御説明いたします。委員会資料の3ページをお開きください。

まず、強い防疫づくり総合対策事業についてあります。右側のポンチ絵をごらんください。

この事業は、国の消費・安全対策交付金を活用いたしまして、市町村自衛防疫推進協議会等が実施いたします農場防疫強化のための資材、機材等の整備に対し支援を行うものであります。具体的には、表の絵にありますけれども、動力噴霧機や防鳥ネット等の整備に対しまして2分の1の補助をするものであります。当初予算では2,000万円を計上しておりましたが、各地域から追加要望があり、国の承認が得られたことから、今回、不足額を増額補正させていただくものでございます。

左のページに戻っていただきまして、2の事業の概要の(1)にありますように、補正額は402

万3,000円、全額国庫であります。

3の事業効果にありますように、資材、機材等の導入を支援することによりまして、農場の防疫体制を強化し、家畜伝染病の発生防止を図ってまいりたいと考えております。

次に、5ページをお開きください。

口蹄疫埋却地再生活用対策事業についてであります。6ページをごらんください。この事業によりまして、口蹄疫発生時の家畜等の埋却地を農地として再生活用するため、石れきの除去や整地等の整備を行ってまいりました。

中ほどにありますように、再生整備後の埋却地におきまして、ことしの夏の長雨等の影響により、畑の排水が悪くて水がたまる状態ですけれども、湿畑等が発生したことによりまして、改善の追加工事を行うところが増加したことによりまして、今回増額補正させていただくものであります。

左のページに戻っていただきまして、2の事業概要の(1)にありますように、補正額は4,376万円であります。

今回の補正箇所を含めまして、着実に埋却地の再生整備を進めてまいりたいと考えております。

家畜防疫対策課からは以上であります。

○甲斐農村整備課長 農村整備課でございます。委員会資料の7ページをお開きください。

議案第13号「工事請負契約の変更について」であります。

本工事は、4の位置図にございますように、門川町大字加草で実施しております県営広域営農団地農道整備事業、沿海北部5期地区の延長182メートルのトンネル工事であります。

3の変更理由にありますように、トンネル掘削工において、当初想定していたよりも脆弱な

地質区間が存在したため、天端安定対策工法に変更が生じたことなどから、請負契約の変更を行うものであります。

8ページをごらんください。

設計変更の主な内容としましては、トンネル延長182メートルのうち64メートルの区間において、天端からの崩落が確認されるなど、脆弱な地質が続いたことから、施工の安全性を確保する必要が生じ、鉄筋により地山を拘束する工法から、鋼管と注入材により地山を固結改良する工法に変更することによるものであります。

7ページに戻っていただきまして、2の工事請負契約の概要にありますとおり、現在の契約金額6億8,219万9,183円に対し、変更契約金額は7億777万4,713円で、2,557万5,530円の増額を予定しております。

農村整備課は以上でございます。

○渡辺委員長 執行部の説明が終了しました。議案等についての質疑はございませんでしょうか。

○徳重委員 埋却地の補正ということで出ておるわけですが、今回で陥没するようなところはなくなると見られているのか。整備されてないところはどれぐらいなのか、まず教えてください。

○久保田家畜防疫対策課長 埋却地につきましては、現在もまだ今年度15カ所の整備が進捗しているところでございますので、今後、確実にないということは想定しづらいと考えてます。ただ、今わかっている部分については、今回の補正をもちまして、整備を完了させたいと思っております。

○徳重委員 自然災害ですから、雨が非常に集中的に来て埋却地がまた陥没する、補修をしなきゃならないということが、今後何回か起こる

可能性は十分あると思うんです。その場合でも、まだ何年か皆さん方のほうで整備される計画であると理解していいんですか。

○久保田家畜防疫対策課長 今回の再生活用対策事業につきましては、3カ年事業ということで、ことしが最終年度となっております。ただ、今後発生する可能性は十分あると思いますので、そこは非常に課題として受けとめているところでございます。

○徳重委員 3カ年とおっしゃったが、先ほどは、今からやるところもあるとおっしゃいましたよね。これから3カ年ということですか、それとも、始めてから3カ年、今までのをひっくるめ3カ年ですか。

○久保田家畜防疫対策課長 この事業につきましては、ことしが3カ年の最終年度となっております。平成25、6、7年度の3カ年の事業で再生整備を図るということになっておりまして、その後また、湿畑であるとか、陥没が出るということであれば、それは、今後の課題と思っております。

○徳重委員 今までに3カ年で、一応全部、一通りは整備が終わったという理解でいいんですか。

○久保田家畜防疫対策課長 埋却地は268カ所あるわけなんですけれども、その中で整備の希望が上がっているところ、整備してくださいというのが224カ所。そのうち、ことし15カ所、残り209カ所については、2カ年でもう整備が終わりまして。残りの15カ所につきまして今年度実施して、希望のあった224カ所については完了することになっております。

○徳重委員 今、おっしゃったその15カ所をことししますよね。来年、再来年、また水がたまったりなんてするところが出てくる可能性は十分

考えられると思いますが、それらのことについてまた県で対応していくという考え方ですか。

○久保田家畜防疫対策課長 雨が多かったりして、当然、湿畑、水はけが悪いとかいうことは想定されますので、これについては、今後の課題として十分検討していきたいと考えております。

○渡辺委員長 関連でありますでしょうか。

○押川委員 これ何カ所ぐらいですか。

○久保田家畜防疫対策課長 今年度32カ所ほど湿畑等が出ております。当初予定していた部分、今回補正をいただくのは半分の16カ所分についてお願いしております。

○押川委員 これ、一番大きなところはどこですか。

○久保田家畜防疫対策課長 宮崎市の6,923平米の埋却地で湿畑等が起こっております。そこが一番大きい地域です。

○押川委員 鎮圧関係で、あと外から埋却用に土を持ってくるということでもいいんですか。それか、ならすだけで済むのか。

○久保田家畜防疫対策課長 下に埋却物、ブルーシート等が入っております。埋まっている上が湿畑になりやすいということで、そこに暗渠を入れたりして、排水をよくする工事を行うことにしております。

○押川委員 32カ所ということでありましたけれども、残りの対策はどのようになるんですか。今回、32のうちの16カ所はされるということですよけれども。

○久保田家畜防疫対策課長 当初予算の中におきまして、一定レベルのこういう湿畑等の出現は想定しておりましたので、もともとの16カ所につきましては、当初予算の中で工事をいたしまして、不足する16カ所について、今回補正を

お願いしているところでございます。

○押川委員 当初で後の部分もされるということで理解をしとけばいいですね。ありがとうございます。

それと、今、徳重委員からも出ましたけれども、今後、そういった埋却地でこのような状況が出たときの対応は、またその時点で、国からも来ることがあるのか、あるいは県単でいかれるのか、そこあたり、発生をした段階での協議ということになるのでしょうか。

○久保田家畜防疫対策課長 国は、今年度で終了ということですので、県としてどのようにできるかというのは、やはり検討していかなくちゃいけないと思っています。

○押川委員 しっかりお願いしておきたいと思えます。

それから、強い防疫づくり総合対策事業でありますけれども、ちょっと教えてください。市町村自衛防疫推進協議会は、今県内でどのくらい立ち上げられているんですか。

○久保田家畜防疫対策課長 市町村自衛防疫推進協議会につきましては、県内全ての市町村に設置されております。事務局につきましては、市町村の畜産振興部署が受け持ちまして、農協でありますとか、地域の獣医師の方々、あるいは農家の代表の方々に構成されております。

○押川委員 具体的に、消毒に関するスキームを、もう少し詳しくどういう形で連携をされながらやっていかれるのか教えてください。

○久保田家畜防疫対策課長 市町村自衛防疫推進協議会で畜産農家の方々に希望、要望調査をとりまして、市町村自衛防疫推進協議会に国の消費安全対策交付金が2分の1ほど来ますので、市町村自衛防疫推進協議会が2分の1を希望される農家さんから負担金という形で取りまして、

市町村自衛防疫推進協議会で入札とか購入を行って、農家さんにそれを引き渡す形になります。

○黒木委員 補正理由が、国庫補助に伴う補正ということですが。いろんな農家、農場とかで動噴が欲しいとかネットが欲しい、そういう要望がある中で国庫補助が決定して、優先度の高い順から決定したということかもしれませんが、今、要望はかなり多いものですか。この事業で完全に行き渡り、希望どおりになっているのでしょうか。

○久保田家畜防疫対策課長 複数回にわたって、市町村自衛防疫推進協議会から要望調査は行っているところでございます。それと、昨年度もこの事業につきましては、PED対策等で2回ほど増額をさせていただきまして、6,000万円ほど実績が上がっているところでございます。

○黒木委員 ということは、大体要望に応じていると考えていいですか。

○久保田家畜防疫対策課長 現時点の要望につきましては、これで網羅されていると理解しております。

○太田委員 説明がありまして、イメージ的にはわかりましたが、確認で、推進協議会が最後は2分の1負担するということですが、今説明のあったように、後は農家さんのほうで2分の1負担ということですから、個人が2分の1は負担すると。協議会では、特別大きな予算を持っているということじゃないわけですか。

○久保田家畜防疫対策課長 資材、機材につきましては、市町村自衛防疫推進協議会がお金を負担することはございません。ただ、集めたり、事務的な業務はここが担うという形になります。

○太田委員 4ページの絵の中に、死亡豚の適

正管理ということで、保冷库とかありますが、これは豚に特殊な何かやる、肉を長持ちさせるとかという何か特殊な要因があったんですかね、この保冷库というのは。

○久保田家畜防疫対策課長 昨年度のPEDが流行した際に、ウイルスを持っている死んだ豚を放置することによって、野生動物等にウイルスが付着して、周りに広げるんじゃないかということで、死亡豚については、適正にきちんと冷蔵庫の中で管理するというこのメニューが出てきたところでございます。

○太田委員 広がらないために適正に管理するというので、最終的には、これも、その後は埋却とか処分をすることになるわけですか。

○久保田家畜防疫対策課長 口蹄疫等の法定伝染病については埋却しますけれども、PEDの場合、届け出伝染病ということで、化製場、処理する工場に搬出されることになります。

○太田委員 食肉として出していくということではよかったんですか。

○久保田家畜防疫対策課長 食肉には、生きた家畜でないと出荷できませんので、これは死亡豚ですので、死亡した家畜専門の業者に出されて処理されることになります。

○太田委員 処理という意味は、最終的には、要するに処分するということやね。処理というのは食肉にするのかなと思って。処分ですね。わかりました。

○渡辺委員長 ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、議案等についての質疑を終了します。

次に、報告事項に関する説明を求めます。

○田原漁村振興課長 常任委員会資料の9ペー

ジをお開きください。

損害賠償額を定めたことについてでございます。

本件は、総合運動公園の南側出口と青島神社の参道を結びます海岸遊歩道、通称トロピカルロードと申しておりますけれども、ここの青島神社参道側から80メートルほど青島北地区の遊歩道におきまして、相手方が植栽帯を横切ろうと段差を上った際に、段差側面の化粧石板の一部が剥落しまして、左足を負傷したものでございます。賠償金につきましては、県の加入する道路賠償責任保険から支払われてございます。

なお、事故後、再発防止のため、事故発生箇所を含みます延長約180メートルほどの化粧石板を点検、補強したほか、全ての漁港施設の安全点検を実施しまして、対応が必要な箇所については修繕等の措置をとったところでございます。

○渡辺委員長 執行部の説明が終了しました。報告事項についての質疑がございましたら、お願いいたします。

○太田委員 損害賠償額1万9,000円ですが、これは、治療費として支払うのか、多少の慰謝料といたしますか、そういった何かが含まれているのか。

○田原漁村振興課長 約2万円ほどの賠償額となつてございますけれども、医療費としては、通院、交通費も含めまして1万円ちょっとでございます。慰謝料もございまして、それが1万円弱ということでございます。

○右松委員 観光名所で観光客が多いんですけども、こういった事故は初めてですか。

○田原漁村振興課長 青島地区においては、損害賠償額で上がる案件は初めてだと認識してございます。平成7年から過去20年間をさかのぼってみますと、この損害賠償事例については、こ

れを除いて約3件ほど発生してございまして、いずれも車のグレーチングの跳ね上げ事故でございまして。

○右松委員 先ほどの説明で180メートル点検、補強、修繕しましたということで、未然防止にしっかりと取り組んでください。

○渡辺委員長 ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、報告事項についての質疑はここまでとしたいと思います。

次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○戎井農政企画課長 農政企画課でございまして。資料の10ページをお開きいただきたいと思います。環太平洋パートナーシップ協定(TPP協定)について、御説明をさせていただきたいと思っております。

交渉の経過等から御説明をさせていただきませんが、(2)の交渉の経過等でございます。TPP協定につきましては、平成22年3月の第1回の交渉会合から5年以上に及んで政府で交渉が行われてまいりまして、本年10月の5日に大筋合意がなされたところでございます。

(3)の県の対応状況についてでございますが、本県では、その大筋合意を受けまして、翌日に宮崎県のTPP協定対策本部会議を開催しまして、農政水産部でも、部のTPP対策会議を開催し、関係団体も含めた検討を行ってきたところでございます。

また、国に対しましても、10月の22日に、早急な影響分析と情報提供、また万全な対策について包括的な要望活動を行うとともに、11月12日にも、国の大綱に本県の実情がしっかりと反映していただけるように、具体的な大綱に盛り込むような対策について要望を行ったところで

ございます。

なお、11月の19日に、対策本部会議を開催して、大筋合意に伴う本県の影響について、定性的な分析を行い公表したところでございまして、こちらにつきましては、別冊のほうに資料を用意しておりますので、後ほど御説明をさせていただきたいと思っております。

(4)の国の対応状況でございますが、11月の25日に、この大筋合意を受けまして、総合的なTPP関連政策大綱が策定されたところでございまして、こちらについては、本県からの要望項目も多数反映されているところでございまして、後ほど、こちらも別冊になりますけれども、大綱の概要につきまして御説明をさせていただきたいと思っております。

次に、別冊資料で、本県への影響につきまして御説明をさせていただきたいと思っております。

別冊のTPP協定交渉の大筋合意に伴う宮崎県への影響という冊子をお開きいただきたいと思います。1ページから御説明をさせていただきたいと思っております。

農政水産部関連の影響につきまして、主な品目について御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、米でございます。1ページでございます。②をごらんいただければと思っておりますけれども、全国の収穫量が843万9,000トン、これの約9%に当たる、データの③のところに書いてございますが、77万トンが現在輸入されている状況になってます。これに新たにアメリカ、オーストラリアに協定発効初年度で5万6,000トン、13年目以降、7万8,400トンの国別枠が設定されるということで、輸入量の増加が懸念されるということでございまして、想定される影響のところに記載してありますように、備蓄米の

運営を含めて、国産米に与える確実な措置が講じられない場合には、国産米の全体の価格下落が懸念されると分析してございます。

また、加工用米に限定したSBS方式6万トンの運用でありますとか、備蓄米の放出方法によっては、これは、国のほうでしっかり検討するとされておりますけれども、本県が推進している加工用米の需給や価格への影響も懸念されると分析してございます。

2ページをごらんください。牛肉でございます。牛肉につきましては、本県への影響が最も懸念される畜産の部分で、本県農業算出額の16%、また、全国牛肉産出額の9%を本県の牛肉が占めているところでございます。輸入量につきましては、全国で見ますと、下のデータの②でございますが、全国生産量35万4,000トンの約1.5倍に当たります、データの③でございますが、53万6,000トンが輸入されているという状況で、そのほとんどがオーストラリアやアメリカ等のTPP参加国でございます。

一方、データの④でございますが、全国の逆に輸出量につきましては1,251トンということで、うち12%に当たる148トンが本県産となっております。そのうち、6割の92トンをTPP加盟国に輸出している状況でございます。

想定される影響でございますが、和牛は、競争の度合いが小さいと見込まれておりますけれども、関税が38.5%から9%に段階的に削減されるということで、品質的に競争する交雑種、また、乳用種を中心に、国内産牛肉全体の価格の下落が懸念されるというところでございます。

一方、輸出に関しましては、全国のアメリカへの輸出量の153トンのうち、45%に当たる69トンが本県からの輸出となっておりますので、即時無税枠の拡大でありますとか、また、15年

目の関税撤廃によりまして、さらに牛肉の輸出拡大が期待されると考えてございます。

続きまして、3ページをお開きください。

豚肉についてでございます。豚肉についても、本県農業産出額の15%を占める重要な品目でございます。平成25年の輸入量につきましては、下のデータの②でございますが、国内生産量が91万7,000トンの約8割に当たる、データの③でございますが、輸入量が74万4,000トンとなっております。うちアメリカやカナダなどTPP加盟国からの輸入が69%となっております。

影響につきましては、差額関税制度が維持されるために、従来から行われている高価格な部位と低価格な部位を合わせて、大体524円付近の価格で調整して輸入するコンビネーションという輸入方法が一般に輸入業者で行われているということで、これが引き続き行われることが想定されることに加えまして、我が国以外の豚肉需要が急激に伸びているということもあって、当面輸入の急増は見込みがたいと考えてございます。

しかしながら、長期的には低価格帯に係る従量税がキロ当たり482円から50円に引き下げられるということでございますので、低価格部位の一部がコンビネーションによらず輸入される可能性が否定できませんので、国内産豚肉の価格下落も懸念されると考えてございます。

次に、4ページでございます。乳製品につきましては、想定される影響のところでございますが、TPP枠の設定によりまして、安価な脱脂粉乳やバター等の輸入等が増加することによりまして、飲用向けを含めた乳製品全体の国内需給への影響が懸念されております。

また、ホエイやチーズの関税撤廃によりまして、長期的には、加工原料乳の乳価の下落が懸

念され、飲用も含めた全体的な生乳価格への影響が懸念されると分析してございます。

そのほか、7ページ、8ページ、11ページでございますが、野菜、果樹、水産物につきましてでございます。こちらまとめて御説明をさせていただきますが、全体的に影響は限定的と見込んでございます。

一方、長期的には、輸入相手国の変化等によりまして、価格の下落も懸念されると分析してございます。

9ページをお開きいただきたいと思いますが、花卉につきましては、これも、特段の影響は見込みがたいと分析しておりますが、現在、輸出につきましては、北米向けにスイートピーやランキュラス等を年間42万3,000本を輸出しているところでございまして、アメリカ・カナダ向けの輸出の拡大が期待されると考えてございます。水産物につきましても、関税が撤廃されるベトナム等につきまして、輸出の拡大が期待されると考えてございます。

続きまして、18ページをお開きいただきたいと思っております。

衛生植物検疫（SPS）の措置についてでございます。これにつきましては、想定される影響のところでございますが、日本の制度変更が必要な規定は設けられておらず、国内における十分な水際防疫体制の確保が図られれば、日本の食の安全が脅かされることはないと考えてございます。

続きまして、19ページでございます。

貿易の技術的障害（TBT）についてでございます。こちらにつきましては、遺伝子組み換え作物表示基準の緩和や撤廃の懸念があったということでございますが、結果としましては、想定される影響のところでございますが、日本

の制度変更が必要となるような合意内容は設けられていないということで、こちらについても、特段の影響はないと考えてございます。

続きまして、22ページの知的財産になります。

こちら、想定される影響でございますが、制度の大幅な変更を求めるような規定は見当たらないということで、影響はほとんどないものと考えられます。

逆に、WTO協定を上回るような水準で、知財の保護を規定する内容となっているということで、逆に、我が国の農林水産のブランドの保護を含め、知的財産の保護が強化されると考えてございます。

続きまして、23ページをお開きいただきたいと思っております。

中ほどの漁業補助金についてでございます。こちらについても、日本の漁業補助金については、こういう協定書、禁止される補助金には該当しないということでございますので、特段の影響はないものと考えてございます。

農政水産部からは、主は品目について御説明をさせていただきましたけれども、各品目の影響や長期的な視点での影響については、世界や国内の需給状況や、あらゆる視点での分析が引き続き必要であると考えておりますので、今後、国が公表を予定している影響試算も参考しながら、引き続き、影響分析に努めてまいりたいと考えてございます。

続きまして、常任委員会資料の本体のほうにお戻りいただきたいと思っておりますが、11ページをお開きいただきたいと思っております。

国で25日に取りまとめました、11月25日に策定された国の総合的なTPP関連政策大綱についてでございます。本体のほうは、別冊でお配りしておりますが、農林水産分野につきまして、

主に抜粋したものを本体資料のほうで御説明をさせていただきたいと思えます。

全体としましては、事前に本県から要望していた項目の多くが反映されていると考えてございます。全体の構成でございますが、まず、攻めの農林水産業の転換とした体質強化策、そして、経営安定、安定化供給の備えとした重要5品目のセーフティネット、そのほか、食の安全・安心、知的財産の関係、さらに、今後、具体的に詰める検討事項という構成になってございます。

まず、初めの(1)の攻めの農林水産業の転換、体質強化についてでございます。

目標として掲げられておりますが、平成32年の農林水産物食品の輸出額1兆円の目標の前倒し達成を目指すということを掲げられてございます。そのための具体的な政策としましては、1つ目でございますように、次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成として、意欲ある農業者の経営発展を促進する機械や施設の導入等の対策、また、2つ目でございますように、国際競争力のある産地イノベーションの促進として、水田・畑作・野菜・果樹等の産地の国際競争力の強化を図る産地パワーアップ事業の創設と、また、畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進としまして、畜産クラスター事業の拡充、食肉処理施設の再編整備等が盛り込まれているところでございます。

右の12ページをごらんいただきたいと思えます。高品質な我が国農林水産物の輸出等需要フロンティアの開拓としまして、具体的な策としては、米・牛肉・青果物・茶・林産物・水産物など重要品目の全てで輸出先国の関税が撤廃される中で、一層の輸出促進対策等が規定されているところでございます。

また、3つ目になりますけれども、水産業につきましては、持続可能な収益性の高い操業体制への転換としまして、担い手のリース方式による漁船導入等の対策が示されているところでございます。

13ページをお開きいただきたいと思えます。

(2)の経営安定・安定供給のための備え(重要5品目関連)の政策についてでございます。

まず、米についてでございますが、需給・価格への影響を回避する措置として、政府は、毎年、政府備蓄米の運営を見直して、保管期間を5年から3年程度に短縮をし、かつ国別枠の輸入量に相当する国産米を政府が備蓄米として買い入れるという措置を講じることが規定されてございます。

また、牛肉・豚肉・乳製品につきまして、特に、牛肉については、牛のマルキンの事業、また、豚マルキンの法制化、及び、補填率を8割から9割に引き上げるとうたわれてございます。また、豚マルキンの国庫負担水準につきましても、牛並みの国が3、生産者1の割合に引き上げる等の、本県が事前に要望した経営安定対策の充実について、内容に盛り込まれているところでございます。

その下の(3)の食の安全・安心及び知的財産のところでございますが、食の安全・安心につきましては、TPPにより我が国の食の安全・安心が脅かされることがないとされてございますが、輸入食品の増加が見込まれますので、13ページの下の方の具体策の①のところにありますように、国のほうでは、加工食品の原料原産地表示の拡大の検討でありますとか、14ページにありますように、残留農薬、食品添加物等における規格基準の策定の推進などを実施すると示されてございます。

また、その下の14ページでございますが、知的財産につきましても、地理的表示の相互保護整備の制度によりまして、農林水産物の輸出促進等の対策が示されているところでございます。

最後の(4)の今後の対応でございますが、①、まず、対策の財源でありますけれども、将来的に、関税が減少することも鑑み、既存の農林水産省予算では支障を来さないように、政府が責任を持って毎年予算編成過程で確保するとされてございます。

また、②のところでございますが、基金など、弾力的な執行が可能となるような仕組みを構築するとされてございます。

また、③についてでございますが、大綱の主要施策につきましては、定量的な成果目標を設定した進捗管理を行うとともに、状況に応じて、不断の点検見直しを行うとされてございます。

④のところでございますが、農林水産業の成長産業化を一層進めるために必要な戦略等につきましては、平成28年秋をめどに、政策の具体的な内容を詰めることとされているところでございます。

以上が、今回策定された政府の大綱の農林水産分野の内容でございますが、今回策定された大綱の内容が、予算化、または制度の整備等、今後、確実に実施されることが重要となっておりますので、今後、県としましては、国の動きを注視するとともに、生産者、関係団体と連携しまして、国の対策を有効に活用するとともに、生産体制の強化や輸出対策など、県として必要な対策を積極的に実施しまして、国際競争を勝ち抜く本県農林水産業の成長産業化へ全力で取り組んでいきたいと考えてございます。以上でございます。

○大久津地域農業推進課長 地域農業推進課で

ございます。お手元の委員会資料の15ページをごらんください。

第18回全国農業担い手サミット in みやぎの開催結果について御説明いたします。

本県で初の開催となりました、担い手サミットにつきましては、「語ろう未来を受け継ごう今を！農業の無限の可能性を信じて」をテーマに、全国の農業者など1,650名の参加を得て、日本のひなた宮崎を象徴するような絶好の天気にも恵まれまして、盛大に開催することができました。

2の全体会につきましては、皇太子殿下の御臨席のもと、全国優良経営体表彰、担い手メッセージ、そして、パネルトークなどを行い、特に、農業高校生の担い手メッセージは会場内一同に感動を与えるとともに、若い担い手や女性農業者の活躍が、さまざまな場面で輝きを放った大会であったと考えております。

次に、16ページの中ほどですが、会場には催事コーナーを設けまして、交流コーナーでは、県内の担い手団体のパネル展示、6次産業化・農村女性起業グループによる試食・展示、さらには、宮崎グルメ試食コーナーでの、宮崎牛等のふるまいを通じ、本県農業者の力強い活動や食の魅力を十分アピールすることができたと考えております。

次に、3の地域交流会であります。①の情報交換会は、県内8地域のホテル等を会場に、県内外の担い手など約1,850名が参加され、各地域で趣向を凝らした郷土芸能等のアトラクションや地元の名物料理と焼酎で、手づくり感いっぱいの温かいおもてなしを受け、満足したとの感想も多く、さらに交流を深めていただきました。

17ページの(2)の現地研修会でありますけ

れども、38の視察コースを設けまして、本県農業の先進的な取り組みや施設等を視察いただきましたが、本県農業の技術や担い手のポテンシャルの高さに驚いたとか、宮崎は、農業者に恵まれた環境であり、若い担い手がとても元気で活気を感じたなど等の御意見等もあり、お互いがさまざまな刺激を受けて、みずからの経営改善・発展を考えるよい機会になったと考えております。

次に、4の関連行事でございます。(1)の中央交流会は、皇太子殿下の御臨席を仰ぎ、全体会前夜に、宮崎観光ホテルにおきまして、サミット関係者約100名の参加のもと開催いたしました。農業者代表の19名に対し、皇太子殿下からのお声がけをいただきました。

また、懇談会におきましては、出荷量日本一となりました宮崎の本格焼酎での乾杯に引き続き、宮崎牛やキャビア、完熟マンゴーなど、まさしく日本一づくしの宮崎を代表する食材でおもてなし、御堪能いただいたところでございます。

(2)の青年農業者との御交流は、皇太子殿下と県内3組の次代を担う農業者夫婦との交流を実施いたしまして、各自、経営概要をパネル等で説明した後、それぞれが生産した食材を用いた軽食を一緒にとりながら御歓談いただき、殿下からの温かいお言葉とあわせまして、軽食につきましても「おいしい」との御感想をいただくなど、3組の農業者も大変感銘を受けたところでございます。

最後に、(3)の農業大学校の御視察であります。現天皇・皇后両陛下に昭和52年の行啓でおいでいただいて以来、皇太子殿下の行啓の第1番目の御視察先として、初めて県立農業大学校にお立ち寄りいただきました。教室内では、

カンショ等の培養・増殖実習、アグリビジネス学科の小麦栽培の取り組みや農産物加工品の製造実習などを学生が直接殿下に御説明し、その後は、農大校内を歩き、またはバスで移動され、圃場での実習の様子や、口蹄疫埋却地の再生状況などをごらんいただきました。中でも、畜魂碑前では、口蹄疫発生時の在学生在が、当時の状況及びその後の復興の取り組みについて御説明し、殿下から、当時の苦労に対するねぎらいの言葉をいただきました。さらには、ほかの視察の中でも、学生たちもすばらしい経験と元気をいただいたと大変喜んでおります。

本大会を終えまして、宮内庁からも、「殿下も大変喜ばれており、よい行啓でした」との感想や、秋の園遊会におきましても、知事に直接皇太子殿下からお褒めの言葉を賜ったと伺っております。

今回の農業担い手サミットの準備から本番までを通じまして、いろいろな関係者、担い手の皆さん方と一緒にやってきましたけれども、その間、構築されました担い手の間のネットワーク、これをさらに強固かつ活発なものとするとともに、今後とも、意欲ある担い手の経営発展を後押しいたしまして、力強い担い手の育成と産地づくりに積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

地域農業推進課は以上でございます。

○渡辺委員長 ありがとうございます。執行部の説明が終了いたしました。その他、報告事項についての質疑を行いたいと思います。特に、TPPの関連は大筋合意後、最初の定例会での常任委員会ということになりますので、よろしくお願いいたします。

○黒木委員 TPP関係に関しまして、日本は農業基本法を制定して、選択的拡大政策として、

肉用牛と温州ミカンの2つがチャンピオンだったと思うんですが、それを進めてきたわけですが、結果的に、途中でいろんな自由化等が行われて非常に厳しい状況になり、今の状況があるわけです。

この2品目についてお伺いしたいと思うんですが、牛肉においては、セーフガードつきで関税を削減ということになっておりますが、セーフガードに関しては、今から十四、五年前だったでしょうか、中国からネギ、それから、イグサ、生シイタケが輸入がふえて、この発動が話題になりましたが、結局、いろんな影響調査とか2国間の交渉とかがあって、中国からは、携帯電話とか自動車で何か反撃があって、結局、至らなかったということがあるんですけれども。今回のこのセーフガードは、輸入量がある数量にふえたらもう自動的に発動されるのか、どういうものなのか、その仕組みについてお伺いしたいと思います。

○久保田家畜防疫対策課長 牛肉につきましては、セーフガードが設けられるということでありまして、セーフガードの基準は、輸入量になってございます。1年間の輸入量が一定基準を超えれば、次の年に関税率が上がるというような仕組みになってございます。

○甲斐農産園芸課長 青果物ではオレンジにセーフガードがつけられております。オレンジの場合は、12月から3月においてのみセーフガードが関税を撤廃するまでつけられておまして、それにつきましては、牛肉と同じように、輸入量がある基準を超えた場合にセーフガードが発動される仕組みになっております。

○黒木委員 そうすると、これまでのセーフガードといいますか、その仕組みとは違う、もう自動発動をされることを考えたようですね。そ

れで、想定される影響では、和牛は、結局差別化されておいて、競合の度合いは小さいとありますけれども、外国産の横文字の和牛が生産されているのが、オーストラリア、アメリカ、ペルーかチリだったと思うんですが、結局、このTPP参加国で横文字の和牛が生産されていると思うんですが、その品質的なものはどうということなのか、わかっておいたらお願いします。

○坊菌畜産振興課長 横文字和牛、委員御指摘のとおり、オーストラリアあたりで一番つくられていますけれども、品質的にはまだ日本の和牛まではいってないと考えてございます。

オーストラリアから輸出されている国は、東南アジアとかそういうところが結構多いと聞いております。

○黒木委員 将来的に関税が削減されるような状況になって、セーフガードもこれは時限でなくなってしまうときに、例えば品種をさらに改良するといいますか、日本の牛の性質が悪くて、そういうことにも、どこでどうなっているかわかりませんが、そういう事態も想定しなければならないと思うんです。やはりそういったものを十分に考えた上で取り組まなければ、非常に深刻な状況になる可能性もあるなど心配するものですから、その点を十分に考慮していただきたいと思うんですが。

○坊菌畜産振興課長 おっしゃるとおりでございます。日本の和牛につきましては、まだ輸入肉と品質的にかなりの差があると考えております。ただ、国産牛の、国産とされるうちの大きな割合を占めます交雑種とか乳牛種、この部分については、輸入される牛肉と品質的に競合する部分がございますので、輸入肉は、その部分安く入ってまいります。今後、関税が下がる

ことによってより安くなる可能性がありますので、その競合する部分の価格に影響が出るのではないかと考えてます。

あわせまして、牛肉全体、和牛も含めた牛肉の価格にもやはり影響が起こるのではないかと考えておりました、今回、国内産牛肉全体の価格の下落が懸念されると捉えさせていただいております。本県、和牛が主体の産地でございますので、やはり差別化含めて、より高く売っていけるような取り組み、品質的にもしっかりやっていけるような取り組みを進めていきたいと考えてます。

○黒木委員 もう一つ、オレンジですけれども、今の話でセーフガードが月によって発動されるということですが、もともと32%の関税が需要期にかけられるというのは、結局、日本の生産地を保護しようということであると思うんです。温州ミカンの場合、宮崎県のシェアが1.7%ということでもう極めて低くなっておりますけれども、きょう和歌山のミカン産地のことが新聞に載っておりました。晩柑、雑柑というんでしょうか、宮崎県にも相当、例えば、日向夏にしてもそうだと思いますし、ほかにもいろんな晩柑類があると思うんですけれども、これが、例えば和歌山だったら、ハッサクとかが半分ぐらいに減るのではないかという話も載っておりました。そういった影響が非常に大きくなる可能性があると思うんですが、その件については、宮崎県の場合どのような影響があると考えてますか。

○甲斐農産園芸課長 宮崎の場合、中晩柑類といますと、デコポン、これが8.6ヘクタールで200トンほどございます。後、南香、せとかといった品目がございます。

ただ、いずれの品目も、温州ミカンもそうで

ございますが、食味とか食べやすさ、こういったものがやはりオレンジとはかなり違うということもあって、差別化が図られるのではないかと、影響は限定的ではないかと考えておりますが、これにつきましては、消費者の動向もございまずので、今後、この辺も注視してまいりたいと考えております。

○黒木委員 かつて、我々がずっと若かったころは、宮崎に来るときは、川南とか都農とかは、夜は青い誘蛾灯があり、温州ミカンの産地だったけれども、どんどん自由化されて、結局、あそこあたりはほとんどなくなったという状況で。川南町の奥の切原ダムの近くにいくと、廃園からミカンをちぎって猿が歩いてます。今そのような状況です。影響が限定的といいながら、結局、晩柑類に変わっていった。非常に影響が出る可能性はあると思うんです。そういったものも考えながら、そういう中で、今後どういう戦略をしていくのかというのが、今後大事ではないかなと思います。2品目だけについて聞きましたけれども、これから総力を挙げて、その対策をとるべきではないかなと思います。

○甲斐農産園芸課長 確かにこういった影響は、消費者の動向とか、輸入業者さんの動向といったものに大きく影響されてくると思いますので、今後、そのあたりの動向についても注目してまいりたいと考えております。

○渡辺委員長 ではまず、TPPの関連のほうから。

○右松委員 TPP交渉の大筋合意は、農家、農業者にとっては、先行きが不安な状況にあるわけですね。議会としても、当然、意見書等で、国に対していろいろ要望をしていくわけなんです。せんだっての農林業センサスで、予想以上に農業人口が本県の減少の幅が大きいと

いうことで——当然、昭和一桁台世代のリタイアとか、農家戸数の減少というのは、これはもう当然言われていたことなんですけれども、本県は、全国平均を上回る19.8%ということで減少している状況にあるわけでありまして。

攻めの農業を実現するためにも、本県ができることとして、やはり、一般質問等でも申し上げましたけれども、農業経営者を育てていくという本県の自助努力も当然これはやってらっしゃるわけなんですけれども、それをさらに進めていくとともに、やはり、影響緩和策に対する予算をさいてもらい、新規就農、農業者をふやしていくためにも、やはり、魅力を持ってもらうような、そういった対策を、将来展望にかかわるような対策を打ってもらわないといけないわけでありまして。ウルグアイラウンドの前回の反省に立って、同じ予算を使うなら、直接所得向上につながるようなハード整備も、当然お願いをしなきゃいけないわけであって。その中で一つは、やはり基盤整備率をしっかりと高めてもらう、その一層の努力を図ってもらうということと、最新の機械、施設の導入に対する補助も当然これから本当に国際競争力に勝ち抜く農業にしていくためには、ハード整備も当然重要だと思っています。そのあたりを、今後の攻めの農業を、本当にそれを実現していくための構想をどのように考えておられるのか、そこを伺いたいと思います。

○戎井農政企画課長 右松委員御指摘のとおり、センサスでは、農業者が大幅に減っていると、特に、75歳以上の農業者が、全体の30%を占めるというような深刻な状況になっていて、県としても、非常に重く受けとめている状況でございます。

一定のリタイアが、かなり高齢化が進んで

ございますので、農業者が減って、余った農地をじゃあ誰がやるのかが大きな問題になってくるかと思えます。これにつきましては、やはり、農家の方々に大規模化を進めていただいて、しっかりもうかるような形にするというのが魅力ある農業のあり方だろうと思っております。そのためには、最新の技術で、農地中間管理事業などを使って、農地を集積した形で、しっかりもうかるような形を見せていく必要があると思えます。そのためにも、農大校とか、そういったところのチャレンジファームなどを使いまして、そういう実践を、実際に農家の方に見ていただくような仕組みも必要でしょうし、そういう農家をしっかりと育てていくための支援を、県としてしていかないといけないと思えます。

また、あわせて、TPPでも国が対策を打つということで、野菜や果樹等で機械を整備するようなパワーアップ事業であるとか、また、畜産のクラスター事業も強化をするということが打ち出されておりますので、そういった施設整備等も活用しながら、しっかりと本県の農業者が夢と希望を持って農業ができるような体制整備をしっかりと検討していきたいと思っております。

○右松委員 わかりました。また、内容を見ますと、定年を機にUターンして、定年帰農がふえてきて定着しつつあるということでもありますので、そういった希望もあろうかと思えます。

一方で、大規模化というところもありますので、うまくその辺を、定年帰農が全てそうなるとは限らないわけですから、うまく融合させていくような、そういう政策誘導的なものも必要なかなと考えてます。

それから、やはり、本県の農業分野の研究は、非常に強みだと思っているものですから、試験場等も含めて、研究分野をさらに進化させてい

ただきたいと思っております。

○太田委員 農業センサスの話も出ましたので——これは、皆さん方、行政に携わっている人は、本当にどうしたら農業を守られるだろうかということで、いろんな手を打たれて、そういうのを見ると、涙ぐましい努力をされているなという思いで、ちょっと聞かせていただきたいんですが。この農林業センサスでも、宮崎県は、5年間で1万2,000人ほど農業人口が減ったという——1年間ですれば2,500人ぐらい減っているんですよ。2,500人という数字は、例えば県内の市町村でいえば、西米良村が1,186名とか、諸塚が1,700人、椎葉村が2,800人で、そういった村の農業人口がどっと離農しているという。考えてみれば、ゆゆしき、ある自治体の人口移動が起こっているんだよという気もして、これ本当に国家としても、付け焼刃的な対応ではいけないんじゃないかという感じがして言わせてもらおうと、宮崎県みたいな、自然とともに生きていかにやいかん県は、関税自主権というものを失っていいのかどうか。国民が食べて生きていくということを一生懸命考えていかにやいかんけれども——環境的にも、林業のところでも水源涵養とかありましたけれども、そういう視点からも、国家として失ってはならない関税自主権というものがあると思って。きょうは常任委員会ですから、知事に聞くべきようなことではありますけれども、農業の専門家として、やはりそういった視点から果たしていいんだろうかという点は言っていないと、そこを抜きにして、事後対応でずっとやっていくと、何か徳俵まで押し込まれてしまってる感もするわけです。かつていえば、小村寿太郎が、関税自主権を守るために一生懸命頑張ってきたのに、今失われていくというような感じの。

結局、食料が、石油と同じように、輸入で守らにやいかん、いわゆる自給力も低下したといたら、また食料が石油と同じような扱いになっちゃうもんですから——ということを考えたときに、宮崎県として、ほかの県とも一緒になって、何かこうあらねばということを言うべき時期ではないか。私も農村地帯を回ってみると、今まで一生懸命頑張っていた農家が、後継者がおらんで、家が閉まっているというところをいっぱい見るもんですから。ちょっとそういうことを思いました。ここのところの質問、ちょっとコメントでもいただければ。部長いかがでしょうか。

○郡司農政水産部長 自給率の話に関連する質問だったと思います。食料は、やはり、命の源ということで、その命の源である食料については、自国でしっかりと自給すると、これは基本的な考え方だろうと思います。そういう意味においては、農業生産県である我が県において、自給率をしっかりと高めていくということ、我が県においてもそうですけれども、日本という国全体においても、貢献していく立場、これは非常に大事だろうと思っております。他県とも協力しながらというお話もありましたけれども、都会と地方とございますけれども、食料供給を大きな産業としている県が連携しながら、しっかりと自国の食料については、自国で供給できる体制をつくっていくということは、議員御指摘のとおり非常に大事なことだろうと思います。

その上で、担い手の対策がやはり大事だというのは、これも右松議員からも今御指摘があったとおりです。担い手がどんどん減っているという現状については、今の年齢構成を見てもますと、これは、ある程度、今からしばらくはやむを得ない場面があると思っております。その中で、

担い手対策、いろいろ直接対策もありますけれども、基本はやはりこれも右松議員からあったとおりですけれども、農家所得をいかに確保していくか、ここのところを基軸に、負の連鎖ではなくて、正のスパイラルをいかにつくっていくかというところがポイントだろうと思っています。

トップランナー養成塾という塾を今農大校でやっていますけれども、どんどん人が減っていく中で、こういう塾をやる中で、塾生の1人が、この時期に私は農業にチャレンジできることを非常にラッキーだと思うという発言もございました。人が減っていく中で、農地は当然余裕が出るわけでございますけれども、それらを集めて、新しい農業を自分で始められるんだと、そういう意味において、いい機会を与えていただいたんだという旨の発言をされております。

全体の数が減っていくことについては、御指摘のとおり、一つの村の人口が減っていくということにも等しいわけで、これは、本当にゆゆしい問題、危機的な状況なんですけど、その一方で、それを好機としてチャレンジしようとしている若い方々が、本県にも数多くおるということも事実でございます。

いろんな施策をもって支援をしてほしいという御意見も先ほどありましたけれども、我々としては、これから先の食料生産を担う、しっかりした担い手をこの時期だからこそ、本当に力を合わせて支援していくことが、我々のできることなのかなと思っています。この問題について、やはり、政策をもって答えを出すというのが、行政の我々の姿勢なのかなと考えているところであります。

○太田委員 そういうものも底辺にあるものですから、どうしても、聞かざるを得ないという

ますか。ちょっと具体例を聞きたいと思えますけれども、これはもうほかの方で結構なんですが、備蓄米で調整をするということですが、最終的な扱い、5年間とか何か聞いておりますけれども、備蓄米の扱いはどうなっていますか。放出の時期とか、何かそういう処理の仕方とか。

○甲斐農産園芸課長 備蓄米に対する御質問でございますけれども、現行の制度は、全体で100万トンでございますして、1年間におよそ20万トンずつ、それを5年間で100万トンをためるような計画になってます。6年目から20万トンずつ放出するというので、主に飼料用米等に放出されている状況でございます。

現在政府でお考えになっているのは、この5年間で3年間に縮小するというので、20万トンを幾らかふやしていく。毎年備蓄するお米をふやしていくと。それで今回、アメリカやオーストラリアで、国別枠を設定された分について対応していくというお考えのようでございます。

○太田委員 いろんな手だてでそういうふうにするわけですが、飼料用米として出したときには出したときで、その飼料用米の価格の問題とか、全体のいろんなものがまた影響が出るのかなと思ったり、もしくは国際的にどっかに援助しますということであれば、それは有効なものとして国際的に使われていくから、国内価格での影響はそんなにはないとは思いますが、やはりその年が来れば放出することであれば、また影響が出るのかなという気がするものですから、状況聞かせてもらいました。そういう問題としては、何かありますか。

○甲斐農産園芸課長 私どもも、その放出については非常に心配しております、特に、加工用米につきましては、今、我が県では、焼酎原料として、焼酎の麴用米として使っていただく

ということで今進めているところなんですけれども。そういったところまで影響が出ると、値段の面とか量の面とかで、宮崎県の加工用米の生産に非常に影響が出てきますので、政府に対しては、その辺の影響が極力出ないように対策をお願いしてるところでございます。

○押川委員 今、担い手の話が出てるんですが、今回のこの大綱の中で、11ページでありますけれども、具体的な対策の中で、意欲ある農業者、この農業者というのは、どういったところを捉えて指しているのか、皆さん方でわかる範囲で教えてください。

○戎井農政企画課長 今のところは、政府からこの大綱のさらに細かい内容については、事業化までの説明は受けておりません。それにつきましては、恐らく今月には出される追加補正——報道では、今月中ごろということも言われておりますけれども、その補正予算の中で具体的な対象というか、そういったものの説明がなされていくものと考えてございます。

○押川委員 今、地域を見ると、これもTPPになろうがなるまいが、担い手が極端に減っているんです。そういう中で、今、家族農業の中でも、例えば、施設園芸を例に挙げれば、30アールぐらいのピーマンを栽培されている後継者の方々が、農業法人に近く、農業法人までなくても規模拡大したいと。そこに雇用が発生すれば、そういう人たちも、今回はこういう大きな転換期であるから、できることなら補助の対象にしてほしいと。今まで個人はなかなか補助の対象にならなかった。2人とか3人とかで組んではれば補助対象になっていたんですけれども、やはり、個々の経営の中でそういうのを嫌がる人もいらっしゃるわけなんです。でも、規模拡大をしていかないと、今後はなかなか大

変だろうという中で——大綱の中で具体的なものが出てくる段階において、こういうことをしっかり県から国に、そういう規模拡大、雇用型農業であれば補助の対象にするよとか、そういったお願いを入れていただくと、少し違ってくると思います。

それから、集団、法人をやっけていかないと、恐らく5年先、10年先の今の農村を見たときには、本当に条件のいいところは、何らかの形で栽培をされても、山裾あたりになってくると、今以上に耕作放棄地が出てくるのが想定されますので、やはり、こういう転換期の中で、宮崎県も農業県でありますから、そこらあたりをしっかりとこの政策の中で入れてもらうということが大事だと思いますので、そういったことは、積極的にやっていただきたいということで。この農業者はどこを指すのかなと疑問がありましたので、そういう二面性の中で、ぜひ今後やっていただくようお願いしておきたいと思えます。何かあればお聞きをしたいと思います。

○戎井農政企画課長 押川委員のおっしゃるように、意欲ある個人でも農業者がこういう事業を活用して農業に打ち込んでいけるように、国にしっかりお伝えをしていきたいと思えます。

また、こういう中で、条件のいいところはいんですけれども、悪いところについてはなかなか担い手もない、一方で農地が荒れていくという問題がございますので、地域でそういうサポートをできるような組織づくり等も含めて、国の予算を活用しながら、県内でも連携というか、サポートの仕組みづくりができるように、市町村、JAと一緒に検討してまいりたいと思えます。

○大久津地域農業推進課長 押川委員からございました、個人的な補助という面では、従来、

国の補助事業については、共同利用というのが前提でございますけれども、数年前から、やはり規模拡大等々の中で、個人でも共同利用レベルと同等の対策が必要だということで、国で経営体支援事業、10分の3の補助で、残りは融資を対応する、こういったシステムであれば、個人経営にも助成するというのを従来からやってきております。予算の関係もございまして、ことしまで300万円の補助条件があったんですが、我が県では、ハウスをつくったりとか、なかなか予算的に厳しいということで、ずっと要望を申し上げたところでございます。まだ来年の話で決定をしておりますが、概算要求の中で、委員おっしゃいましたように、規模拡大のそういったレベルの必要性については、相応の補助があるということで、この300万も1,000万円まで補助枠ができるということで、約3,000万円ぐらいの事業はできるということになりますので、こういったものに積極的に活用していきたいと思っております。

それと、あと雇用につきましても、やはり、県内の就業人口かなり減っておりますが、一方では、今、約1万人ぐらいが雇用、その中の約5,400人が常時雇用、残りが臨時ということでございます。こういった形での雇用型経営の充実が、今の宮崎県の農業産出額を維持しているところだろうと思っております。そういった部分では、こういった雇用型農業の支援もございますが、最近の実態では、なかなか熟練労働者を確保できないということが——いろいろ現場で、法人なり、家族経営の中で雇用されている方たちもおられますので、本年度から、援農隊事業ということで、国の事業も使いながら、特定の農家さんで限定するというのは、1年間雇用するのは厳しいので、モデル的に地域内で1

年以上雇用を回していく、地域内で回していくような体制づくりはできないかということで、この3年間で、そういったモデル実証、検証をしようとして、ことしから動き始めたところでございます。そういったところの検証成果も踏まえて、国に、宮崎の実態としていろんな形で、そういった追加施策要望等もいろいろしていきたいと思っております。

○郡司農政水産部長 少し補足をさせていただきます。今、地域農業推進課長から、経営体育成支援事業についての考え方が示されたわけです。個人補助と言いましたけれども、基本的には、人・農地プランの中で、地域で担い手と認定された者については、今までの共同の概念を外して、そういう方々に補助することも可とされているということです。同じようなことが、畜産クラスター事業の中にもありまして、クラスター計画の中で、これも地域の中心的担い手という位置づけであれば、個人補助とは国は言いませんけれども、個人的な対応であっても事業の対象としましよと、担い手の補助の考え方も、国も柔軟に考えるようになってきております。

確かに今、話がありましたように、担い手はどんどん減ってきているわけです。そういう中で、残された担い手にいかに支援を集中していくかということについては、国も少し柔軟に物事を考えつつありますし、我々も、そのことをしっかりと地元の生産者農家の方にもお伝えする中で、地域農業をいかに守るかという観点から、個々の農家の支援についても、しっかり検討していきたいと考えております。

○押川委員 ありがとうございます。そういうことで理解いたしました。今後、市町村あるいはJAあたりとの連携の中でしっかりこういう

ことが、各個々農家に伝わっていくというシステム——そういうものがあつたというのを知らない人たちが結構まだいらっしやるみたいですので、できれば、そういったものがスムーズに現場まで、ストレートに通るよう、もっと早い段階でやっていただけるように要望をしておきたいと思います。

それから、太田委員からも出たんですが、備蓄米の取り扱いの中で、5年の保管期間、先ほどあつたとおり100万トンの中で、今後は3年間にするということですが、この100万トンという、備蓄の量は変えないで、3年間で処理をしていくということでもいいんですかね。

○甲斐農産園芸課長 今のところの情報によりますと、100万トンという枠は変えずに、それを3年間でということですので、1年間今まで20万トンずつ備蓄して5年間ということであつたのが3年間になるので、その分余裕ができてくるので、その分を今後アメリカやオーストラリアから入れる7万8,400トンに充てていきたいというお考えのようであります。

○押川委員 それが、先ほどありましたとおり、飼料米とか加工米に影響が出てくるようであれば意味がないわけなんです。だから、そこあたりは、今後出てくる中で、しっかりとだめですよとしておかないと、早目に切りかえて放出しても同じような関係じゃないかなという気がしますので、お願いしておきたいと思います。

それから、牛肉、豚肉関係においても、今後、マルキンを法制化すると、そして、8割を9割にするということで大綱は出てきたんですが、こういったものがしっかり担保されるということで、農家の皆さん方はやはり不安解消になると思います。今の段階では出てくるという答えであれば、しっかりそういう法制化に本当になつ

て、8割が9割になるのかということも、しっかりやってもらわないことには、現場は、不安の中で営農するわけですから、今回のT P Pの大綱の中で、しっかりお願いをしたいと思っております。課長、どうですか、こういうことについてももしっかり担保できるようにお願いしておきたいと思いますが、よろしいですか。

○戒井農政企画課長 法制化につきましては、国の説明によりますと、T P Pの批准に合わせて、まずは、国で立案して、国会で審議されていくと考えておりますが、しっかりと法制化されるように、県としては引き続き要望してまいりたいと思っております。

○押川委員 ありがとうございます。皆さん方も今の段階でしかなかなか情報が出てこないということで、もう理解は十分してますので、我々もしっかり皆さん方がいろんなものを情報収集していただいて、その都度、連絡をしてもらう、そして、我々もこういう役割の中でしっかり市町村、あるいは現場の方々とのそういった格差がないように、あるいは情報の伝達が送れるような形の中で、しっかりやっていくことが、今一番大事だろうと思っておりますから、ぜひお願いしたいと思います。

最後に、一般質問でも言ったんですが、口蹄疫では、30億の5年間ということでありましたけれども、ここも、今後どういう形で——資料には出てきてますけれども、基金活用ということで国は——金額は別としても、我が県でも活用できれば、しっかりそういう基金の中で、県内全部が安心して農林水産業ができるような対応ができるのであればお願いしておきたいと思っております。

○郡司農政水産部長 まさにおっしゃるとおり、今一番必要なことは、非常に不安に陥っている

農家の方にいかに安心していただいて、将来に向けて意欲を持っていただくかということだと思います。法制化についても、まさにそのためにやると思いますし、基金という制度を設けようと、国がここで言っているのも、長期間にわたって支援をしていく姿勢を示すものだろうと思います。

今不安に思っておられるのは当たり前だと思うんです。まずは、TPP反対といって参加することを阻止しようという運動を始めて、参加したら5項目を守るという運動をずっとされてきて、今ここに至っているわけです。不安があるのが当然だろうと思います。そういう意味では、我々ももう少しきめ細かに生産者にお話をする機会を持つということと同時に、安心できる制度であるとか、そういう予算の仕組みを構築できますように、国に対しまして、このことについても、現場の意見としてしっかりお伝えし、我々も一緒に頑張っていきたいと考えます。

○徳重委員 TPPに関連して、担い手が少なくなっている中で、規模拡大は、大きな一つの柱かなと思うんです。そうなったときに、今、中間機構によって集積しておりますが、まだまだ現況の農地は、小さい面積が非常に多い。特に、中山間地の多い宮崎県にとっては、基盤整備は大きな課題だと考えてます。

平成21年度の予算では、7,000億円、8,000億円というような大きなお金が使われていたのが、平成22、23年になったら2,000億円程度まで、3分の1ぐらいまで落ち込んだわけです。徐々に今上がってはきております。3,000億円を超えています。宮崎県の予算も当時100億円以上の予算がっていたのが、50～60億円に今なっているかなと思います。

そういう状況の中で、そういう集積はいいん

だけれども、小さい区分であっては、幾ら大型化しようと思ってもできなくなると思ってるんです。そのことに対する政府は、どういう方向づけをしようとしているのかわかっていれば教えてください。

○河野農村計画課長 基盤整備についての御質問ということでございますが、委員がおっしゃられたとおりで、21年度に国の予算が約6,000億ほど補助公共関係でございました。現在が3,600億程度ということで、約2,000億程度おちております。

それに伴いまして、県の補助公共関係、基盤整備関係でございますが、同程度減少している状況です。

国としましては、そういった状況ではなかなか基盤整備が進まないということで、28年度の概算要求におきましては、プラス1,000億円で今計上されております。12月末の概算決定でどういった数字になるかわかりませんが、農水省としましては、28年度に1,000億、さらに29年に1,000億を伸ばして、21年度並みに戻して、地元の要望に応えるように基盤整備ができるように、今取り組まれていると聞いております。

我々としりましても、やはり、地元の要望に応じて、委員がおっしゃられますように、農地の集積等、また、作業効率のコストの軽減ということで取り組んでいきたいと考えておりますので、引き続き、予算の確保について努力していきたいとは考えております。

○徳重委員 ぜひ予算の獲得はしていただかなきゃなりませんし、さらに、米についても、御案内のとおり、田んぼは米しかつukれないということもあります。これも、やはり、今の状況では、とてもじゃないが採算に合わない。個人でつくっても赤字にならない程度の、自分で

つくっても若干安く買うという程度の話なんです。これではもうどうすることもできません。だから、やはり、大型化しなければ、もう絶対採算は合わない、米では生活できないということになってしまう。こう考えますときに、ぜひとも、この予算獲得が最大の課題だということ、特に、中山間地を抱えた宮崎県においては、要求を徹底的に進めていただきたい、前向きに進めていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

それと、国富町にできております次世代施設です。私たちも視察させていただきました。すばらしいものです。この施設が全体的にできればそれはいいでしょう。しかし、あの金額を投資して、採算が合うのかというと、私たちの感覚では、とてもじゃないが採算ベースに乗るような話ではないと思ってます。

T P Pが始まって、ピーマン、トマト、こういったものが、ひょっとすると暴落するんじゃないかという話まで出ているときに、あのような施設を提示されることによって、果たして後継者が、自分もやってみようということになるのか——ちょっと言い過ぎかもしれませんが、逆な効果が出るんじゃないかなど。もうこんなことで農業を続けることは、ハウス園芸を続けることは不可能だということになってしまうんじゃないかと。技術的なものを、いろんなことを、あれで勉強することが悪いとは言ってません。すばらしいことなんです。まずは、生活ができるか、経営ができるか、規模拡大ができるか、そういったことを考えるときに、あの施設がすばらしいことは理解できるけれども、それから先、進んでいくのか、後継者がふえてくるのかということについては非常に疑問を持っているんです。T P Pとあわせて考えるときに、

宮崎県の施設園芸のあり方をどう考えていらっしゃるのか、お聞きしておきたいと思います。

○甲斐農産園芸課長 委員おっしゃいますように、今後、ますます施設園芸においても競争は激しくなってくると思います。そうした中で、やはり競争力をつけるには、高品質なものを低コストでつくるということが求められていくと思います。その中で、次世代の施設につきましては、非常に複合環境制御という制御をしながら、一番いい条件で炭酸ガスの発生装置なり、温湿度を保っていくということで、あそこで、いかに高収量を実現できるかということをご皆さんに——今、あそこは注目浴びてて、非常に視察者も多いんですけども、そういった中で、皆さんにそれをお示ししなくちゃいけない。これを今、取り組み始めたところですので、県としましても、試験場や普及センター、農協一体となって収量が上がるような取り組みを行っていきたく思いますし、また、次世代の施設は、確かに委員おっしゃいますように最高の施設だと思ってます。その中で、複合環境測定装置なり、炭酸ガス発生装置なり、その装置をとっても、今後非常に収量の上昇が期待できる装置でありますので、そういったものを各農家の方に入れていただいて、収量を少しでも上げていく取り組みもしていきたいと。この間の補正で認めていただきましたアグリプレナーという事業の中で、そういった施設を入れて、各品目で今入れようとしておりますので、こういった横展開を図りながら、そういった品質の向上、収量の向上を目指していきたいと考えております。

○徳重委員 後継者が育つ、もうかる農業と、しょっちゅう言っているじゃないですか。もうかる農業をするための施設でなきゃいけないし、作物でなきゃいけないと。もうかりさえすれば

後継者は育つんだという前提に立って、これからは指導体制を確立していただきたいなど。畜産でもそうですが、私の近所にも、親子3代同じ農業を、メロンをつくる人も親子3代農業を続けています。そして、和牛も親子3代やっている。酪農もそうなんです。ちゃんと経営ができて、もうかっておれば後継者は必ず育つんだという大前提で物事を考えてほしいなど。施設は立派でも、もうけがなければというか、生活ができなければ、後継者が育たないと。この前の担い手サミットで、育ってらっしゃる後継者の方、農林水産大臣賞を受けられた方、ああいう方たちの農業が本当に模範的な農業だろうと思うんです。そういったことに、もう少し力を入れてほしいなど。総体的なことばかり言わずに、個々を育てていくことによってまた広がっていくんだということを申し上げておきたいなど思っています。

○有岡委員 資料の11ページでちょっとお尋ねさせていただきますが、イノベーションの促進ということで、2番目に水田の畑地化とか、畑地、樹園地の高機能化という文面がありますが、これは具体的にどういうことなのか説明していただけるとありがたいです。

○甲斐農産園芸課長 水田の畑地化、今、水田については、米をつくる以外に、転作田としても使いたいと、そういった形で水田をフル活用していくということを、今後競争力を高めるためにはやっていかないといけないと思うんですけれども、この水田の畑地化というのは、そういう転作田としても利用できるように、排水のよい用排水の整備とか暗渠排水を入れるとか、そういったことによって、いろんな利用価値ができるような形にする、水田の畑地化、それによって大型機械が入れられるようになるという

形を、今このイノベーションでは具体策として出されていると思っております。

また、樹園地の高機能化につきましても、今の樹園地、段々であるところを、ある程度、緩傾斜にして、園内道を通したり、収穫のためのモノレールを通したり、または大型スピードスプレーヤーみたいな機械を入れることによって、樹園地の高機能化を図るということ、こういったことが想定されるわけなんですけれども、そこについては、まだ国から情報は入っておりませんので、今考えられるのはそういったことではないかと考えております。

○有岡委員 先ほどから法制化の話が出てまして、県から国に対して要望する大綱なんです。例えば、これは南九州とか九州知事会とか、もっと広い枠で今後要望していくような、そういうことは考えていらっしゃるのかお尋ねしたいと思います。

○戒井農政企画課長 TPPの関係につきましては、この南九州各県の知事提案等でもやってもらいました。今後、具体化にあわせて、そういったことも各県で検討してまいりたいと思っております。

○有岡委員 ぜひ最終的には大きな力で協議していただけると成果が出てくると思っておりますので、期待したいと思っております。

それと、資料5の中から幾つか質問させていただきたいと思うんですが、5ページの鶏肉の関係で、段階的に6年目に関税の撤廃ということになっております。例えば、ブラジル産の肉だったものが、バイヤーを通して、ほかの、例えばペルーとかチリ、そういったところを迂回して入ってくるということは想定してないのか。もしそういったことが可能であれば、何らかの対策は必要だと思うんですが、そこら辺の情報

はお持ちでしょうか。

○坊園畜産振興課長 今回、鶏肉について撤廃になっているんですが、鶏肉については、確かにおっしゃるとおり、ブラジルが一番輸入としては多くなっております。TPPに参加しておりませんので、今回の合意ははまらないわけですけれども、委員御指摘のブラジル産がどこかの国を通過して日本に入ってくるという想定については、済みません、よく存じておりませんので、また調べてお答えさせていただきたいと思っております。

○有岡委員 よろしくお願ひしたいと思ひます。8ページのマンゴーの話も出ておりますが、即時撤廃ということで、輸入量もかなり多いわけですが、宮崎県のマンゴーというブランドを確立しているわけですが、今後、大変厳しい経営で、幾つかもう廃園にしているという話も聞いておりました。今後のこのTPPの流れの中で、マンゴーをどうやって生産を守っていくのか、そこら辺のビジョンがありましたら、ぜひお尋ねしたいと思ひます。

○甲斐農産園芸課長 委員おっしゃいますように、宮崎のマンゴーは、輸入されるメキシコやフィリピン、タイのマンゴーとは差別化はできているかと思ひております。

ただ、やはり、こういったものが安くで入ってきますので、いかに品質的に差別化を図り、太陽のたまごと言いますけれども、太陽のたまご率を上げていくかということが大事になってくると思ひますので、品質の向上策なり、収量の向上策なり。今、かなり古くなってきている園地もございますので、改植を進めるとともに、その園地ごとの分析をしながら、どうやったら、収量、品質が上がっていくかと、太陽のたまご率が上がっていくかということを進めながら、

より輸入マンゴーとの差別化を図っていきたくて考えております。

○有岡委員 もう一点、大変難しい考え方ですが、TPPがこういった広域でやっていく中で、今、国際情勢の動きの中で、例えば、韓国もTPPに参加したいという話がありまして、韓国が入ることによって、こういった野菜とか、いろんなものに影響すると。そういった意味では、予断を許さないというんでしょうか、常にこの問題は反復していくという現状なのかなと思ひておりました。ですから、今回のまず第一弾として、大綱の中でうたう、そして、その都度、状況が変われば、いろんな内容が変わってくると思ひますので、そういった意味では、常に情報をキャッチして対策をとる必要があると。そして、先ほど申し上げたように、九州知事会あたりのレベルで申し入れするとか、そういう仕組みを常に持っておいていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○戒井農政企画課長 韓国を初め、ほかの国々もこのTPPの大筋合意を受けて参加を表明している国が4カ国ほどございます。そういった国々によっては、日本の農業への影響の懸念がまた新たなものがいろいろ出てくる可能性がありますので、そういったところも今後状況に応じて検討をしながら、また、国でも、この対策の大綱について不断の見直しをするということですので、そういった新たな加盟を表明した国々等も含めて今後検討されると思ひますけれども、県としましても、そういった動きをしっかり注視しながら、必要な検討を行ってまいりたいと考えてございます。

○渡辺委員長 そろそろTPPよろしいですか。担い手サミットに関してございましたら。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、その他報告事項についての質疑はここまでいたします。

その他で何かございますでしょうか。

○押川委員 環境森林部の資料にあったので、環境森林部にお聞きをしたら、農政水産部に聞いてくださいということだったんですが、環境計画の改訂の中で、環境分野別の施策の展開ということで、「施設園芸で利用する木質バイオマス等の地域資源循環システムの構築に取り組むとともに、農業用水利施設等を活用した小水力発電を推進します」という文言が出てきたものですから、聞いたら、これは農政水産部がそういう考え方で持ってきましたので農政水産部に聞いてくださいということでした。

何かこの環境に対する施設園芸、木質バイオマスを使うということですから理解はするんですが、これ具体的に、例えば木質バイオ暖房機のことかなと理解はしておりました。木質バイオマスの地域資源循環ということで、今問題になっているのは、ペレットであったり、チップであったり、おが粉との競合の中でもなかなかありますし、木質バイオマス燃料としても向こうに相当とられている中で、ちょっと質問をしたかったんですが。

そういう中で、実は、林活の役員会の中で、以前、皆さん方にもお願いしておりましたけれども、条件不利地域に早生樹を植えて、燃料を確保するためにも、そういった土地を利用したほうがいいんじゃないかという話をしておりました。具体的に、例えばここあたりにそういう早生樹の樹木を植えるとか、そういう計画があるのかを聞いたかったんですが、ちょっと向こうでは答えようがないということだったのか、どういう発想で農政水産部がされたのかということで、もう一回、環境森林部と話し合いをし

てもらって。

我々が知りたいのは、今後、木質ペレットとか暖房機の燃料を確保するために、早生樹あたりを植えて、燃料にもなるけれども、暖房用にもなるよということですみ分けをしてほしいということで。林活でもお話があったもんですから、その確保の中で、具体的にどういうところにどんなものを植えていくのかという計画があるんだろうかという話をしたかったんです。環境森林部とまた、お願いしておきます。

○渡辺委員長 この件は、環境計画の改訂の資料の62ページに出ている分なんですけど、把握が可能ですか。

○甲斐農産園芸課長 現在、木質ペレットに關しましては、農業団体、市町村、ペレット製造会社の3者と県が入って、いかに安定的に、より安いペレットを供給できるかということを検討しているところでございます。その一つが、押川委員おっしゃったように、早生樹の利用ということで、柳につきまして、具体的な栽培試験を行う場所等について検討して、今年度中には進められるという段階で、今進めているところでございます。

もう一つ進めてますのが竹でございまして、竹のペレット化ができないかということで、現在、ペレット化につきましては大体いけるんじゃないかという段階まで来ておりまして、今後は、燃焼試験なりをやりながら、よりペレットの低価格化を進めていきたいと考えております。

○押川委員 ありがとうございます。十分わかりましたので、しっかり検証していただいて、確保に向かってお願いしておきたいと思います。

○黒木委員 午前中の環境森林部のことでありますが、私も、この第七次宮崎県森林・林業長期計画のことに関連して質問したいと思います

が、その前に、私は、山の中に住んでいるものですから、このT P P 関連政策大綱、攻めの農林水産業の転換とか、国際競争力のある産地イノベーションの推進とか成長産業化とか、この言葉は格好いいですけども、この言葉を聞くと目まいがするんです。というのは、できないものはなかなかできないことがあるんです。そして、これ簡単にできるかと言ったら簡単にできない。なぜかと言ったら、農業は農業なんです、農業は工業でない、だから難しいと思うんです。162か163人ぐらい普及指導員の方がおられるでしょう。なぜこれだけいるかと言ったら、やはりそれだけ、多様だと思っんです。規模拡大もいいけれども、多様な農業があつて初めて地域社会が守れる。そして、日本の食料安全保障上も絶対それは必要だと思っから、総力を挙げて今後どうするかというのに取り組まなければならぬ。

その中の一つに、林業関係の長期計画に、「農山漁村で年収100万円アッププロジェクトにより、関係部局と連携して、農林業だけでなく、福祉や観光分野等も含めた新たな発想による所得向上メニューを策定し、地方創生のモデルとなる取り組みを推進します」ということが、きょう突然あらわれたものですから。そういったものを部局横断的に、そういう具体的な取り組みをして、どういう影響がどこにあるのか、どういった対策法をとっていつて、そして、人が定住するにはどうしたらいいのかつて、そういった対策を具体的にしていくことが、今後の一番の対策ではないかなという気がするものですから、ぜひ一緒に協力してやっていただきたいと思います。

○戎井農政企画課長 先ほど黒木委員から御指摘のあつた農山漁村100万円というのは、県の内

部で、地方創生の一つのアイディアとして、農山漁村でもうあと100万円もうかれば、地域として定住もするし、地域も活性化するというので、いろんな——農業だけでプラス100万円というのは難しい、また、林業だけでも難しい。そういう中で、一部では林業もしながら農業もされているような方々がいらっしやる。また、いろいろ、今、IT化も進んで、商工でも、例えばメモ起こしとか、請負でといった話もございます。そういうのでも、それなりの賃金を遠隔地でも得られるようなことがありますので、そういったいろいろな仕事を、中山間地域であつてもいろいろ組み合わせて所得アップできないかということ、庁内で関係部局が集まつて検討しているところとございますので、そういったものが実現できるかは今後の検討次第とございますが、また検討を進めてまいりたいと考へてございます。

○黒木委員 私は、このすばらしい言葉が並ぶのを聞くと、何か今までの農業が否定されているような気がするんですけども、そうじゃないと思っんです。戦後日本は一度も食料不足になつたことがない、それだけみんなで一生懸命——もちろん輸入はふえましたけれども、やはりそういう誇りを持つて進むべきだとも思っますので、全力を挙げて何とか頑張つていきたいと思っます。

○徳重委員 課長とも一緒になつたんですけども、北海道のホルスタイン全国大会に参加しました。3日間いたわけですが、すごいなど、そしてまた、大変だなど思っましたし、さらに、今回サミットがありました。全国からたくさんの方がおいでいただいた、1,700人のほかに何千人かの方がおいでになつたということになると思っんですが、次回の5年後の大会が都城になつ

たということで大変喜んでおるんですが、果たして成功するのかと、やってのけられるのかなと。あの広大な土地で、あの広さで、またたくさんの方がおいでになりましたが、都城でそういうことができるのかなと実は心配をしている1人です。宮崎県からも恐らく100人ぐらいの方がおいでになったかと思います。牛1頭について何人かついていかれます。家族もついていたり、いろんなことで経済的にも相当な投資が向こうに落ちていると思うんですが。

課長以下たくさんの方がおいでになってらっしゃいましたが、都城大会を成功させるためには、今、熱いうちに、わかっているときに課題は何なのか、都城でした場合は課題は何なのか、今度の大会を見て、全国大会を見てどういったことがこちらで大変だろうかというようなことが、今わかってなければ。失礼なことかもしれませんが、課長は、あと5年後いらっしゃるかどうかわかりません。そういったことを考えますと、行ってない人が、わかってない人が、ちょっと書いた程度の話では理解できないと思うんです。だから、そういったことで、課長が大会を見られて、どういうことが課題になるのか、そして、成功させるにはどういう問題があるのかをわかっていればお話をいただくとありがたいです。

○坊蘭畜産振興課長 10月に北海道でございまして、全国ホルスタイン共進会というのが5年に1回あってるんですけども、今回は北海道でございました。5年後、平成32年、オリンピックの年になりますけれども、この年に今回は九州大会、今まで各県でやってたんですけども、今回、北海道でやって、次回からは各ブロックでやりましょうということになりました、次は九州ブロックで大会を受けることになりました。

そして、会場を選定した結果、都城の市場、農協の市場が今ございますけれども、あそこを主会場にして審査をやりましょうということになりましたので、ホルスタイン共進会のメインとなります審査は都城で5年後に行われることになっております。

今回、北海道に行かせていただきまして、たくさんの方本当、北海道は酪農の本場ですので、全国から非常に多くの方々が来られておりましたし、施設そのものも、ホルスタインの全共向けの施設というか、もう本当それなりの共進会場というのがございまして、やはり、あれを見ると、宮崎の会場は比べるとちょっと劣るなという感じはいたしました。

5年後に向けては、北海道今終わったばかりで、今、締めといたしますか、いろんなことをやってます。大体年が明ければ一段落すると言っておりますので、北海道に勉強に行きまして、5年後に向けて宮崎がどういう体制でやればいいのか、九州大会ですので、九州の方々と一緒にこれから検討を進めていきたいと思っております。

やはり規模的には、北海道並みのことは多分できないと思っております。そこは、どのくらいの規模でやるかとか、そういうことも含めながら、課題を見つけて、5年後に向けて大会を成功に導いていくよう頑張っていきたいと思っております。

私もその年には卒業させていただいておりますので、しっかり準備をさせていただきたいと思っております。

○徳重委員 課長はいらっしゃらなくても後ろにいらっしゃる人はいらっしゃるわけですね。何人かいらっしゃると思います。ぜひその方を中心にしっかりと準備をしていただきますようにくれぐれもお願いしておきたいと思っております。

○押川委員 けさ新聞を見て、沖縄からROR

○船が志布志港に入るという記事がありましたよね。宮崎県の影響というのは、どのように皆さん方考えていらっしゃるんですか。沖縄から志布志に入って、週3回ぐらいやったかな。

○中田農政水産部次長(総括) けさの新聞ですね。今、宮崎沖縄というのはございませんで、志布志沖縄間については、どちらかというプラスの影響ということだろうと思いますけれども。1つ出たのが、志布志東京も多分出たと思うんですが、こちらのほうでRORO船が週2便、2.5便ぐらいという話でした。小さい船が大型化して、週3便のRORO船が志布志東京間で結ばれるという記事だったと思いますが、そちらのほうでは、もちろん都城地域から都城志布志道路ができ上がって、荷物が志布志に行けば、プラスの部分も当然ございます。ただ、県内の例えばカーフェリーとか、県内もRORO船ございますけれども、そちらへの影響は若干、当然想定はされるのかなと思ったところです。

○押川委員 まだ、私たちも見たばかりだからよくはわからないんですけども、宮崎港から、宮崎の物流ということで、フェリー使って関西までは行くんですけども、東京あたりが出てくるということになると、本県はどうかのかなとちょっと気になったものですから、今どうのこうのじゃなくて、今後しっかりそういったものも視野に入れてどうするのかということ、物流を含むことかなとちょっと思ったものですから聞いただけです。

○中田農政水産部次長(総括) ちょっと補足いたしますと、今、宮崎から東京行きのRORO船が1隻あるんです。南王丸といいまして、主に中身は王子製紙の荷物が8割方積んであるんですけども、それ以外に八興運輸の分が、

これは関西に行っているRORO船がございませぬ。関西に立ち寄り千葉に連結しているRORO船ございますけれども、志布志から大型化したRORO船が出ますと、特に、今、トラックの運転手不足というのは非常に大きな課題になっておりますので、そういう意味からすると、RORO船の役割ってだんだん大きくなっていくんだらうと思うんです。荷物がかなり鹿児島の方に行ってしまうと、カーフェリーへの影響は、若干心配なところは、正直いって感じたところです。

○押川委員 ちょっと心配だったものですから、そこあたりを県としてもしっかりと精査をしていただいて、あんまり影響が出ないようにお願いしておきたいと思います。

○渡辺委員長 よろしいですか。そろそろと思いますが、よろしいですか、その他。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、以上をもって、農政水産部を終了いたします。執行部の皆様、ありがとうございました。お疲れさまでした。

暫時休憩をします。

午後3時2分休憩

午後3時5分再開

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

本日は、TPPの大筋合意を受けての委員会としての最初の定例会の中での審議となりました。たくさんの御意見があったかと思うんですけども、いずれも、やはり農業人口も大幅に減少していく中で、今後、宮崎県の農業を支える担い手の方々がいずれにしてもしっかりとその将来像、未来を描きながら従事できるような環境がないと、TPPだけではなくて、構造的な転換が迫られているような状況の中でという

御意見が大方共通認識であったのではなかろうかと思っています。

国の大綱もできて、一部、国会承認の問題いろいろあると思いますけれども、承認、成立、発効するというを仮に前提と考えれば、補正予算等々の議論等も出てきているところですので、何らか農業分野を担当する常任委員会という立ち位置の中で、意見書というのもひとつ考えられるところかなと思うところです。きょう協議をさせていただいて、皆さんの御意見が統一といいますか、合致が見られるようであれば、そういう意見書の提出というのも一つの方法かなと委員長として考えるところでございますけれども、皆様の御意見を伺って協議をさせていただきたいと思います。

ここで暫時休憩して、ちょっと議論をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 では、暫時休憩をいたします。

午後3時6分休憩

午後3時35分再開

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

まず、採決についてですが、あす採決を行うこととし、再開時間をあすの午後1時としたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、そのように決定いたします。

先ほど御協議いたしましたとおり、あす議案採決の後にT P P関連の意見書案についてお諮りしたいと思います。意見書案の文言等については、それまでに委員長、副委員長等を中心に協議いたしますので、再度御確認ください。よろしく願いいたします。

その他、何かありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 では、以上をもちまして、本日の委員会を終わります。

午後3時36分散会

平成27年12月4日(金曜日)

午後0時59分再開

出席委員(8人)

委員	長	渡	辺	創
副委員	長	日	高	陽一
委員		押	川	修一郎
委員		黒	木	正一
委員		右	松	隆央
委員		太	田	清海
委員		有	岡	浩一
委員		徳	重	忠夫

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

事務局職員出席者

議事課	主査	長	谷	恵美子
議事課	主任主事	森	本	征明

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。採決の前に、各議案について、賛否も含めて、御意見がございましたら、お願いいたします。必要があれば休憩もとりたいと思いますが、特にありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 よろしいですか。それでは、特にありませんので、議案の採決を行います。

採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 一括でよろしいでしょうか。それでは、一括して採決をいたします。

議案第1号、第9号及び第13号について、原

案のとおり可決することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 御異議なしと認めます。よって、各号議案については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、昨日の議論を踏まえまして、TPPに係る意見書案を作成したところであり、昨日の皆様の御意見を踏まえた意見書案をお手元に配付をいたしております。

改めて、念のために修正事項を確認いたします。前文の5段落目ですが、「農業は」となっていたのを、「農業をはじめ第1次産業は」という形で修正をしています。「第1次産業は、人間の「生」とあったところを「命」と修正をしています。「命を支える源であり、国の「礎」とあったところを、「基」と修正をいたしております。この部分が1カ所。2カ所目の記の中の2番、「TPPが農業に及ぼす影響を丁寧に精査し、発効が具体化する際には、影響を受ける幅広い分野の声を十分に踏まえた影響緩和策を検討し」の後、「検討し、必要な予算は、従来の農業関連予算の枠にとらわれず適切に措置すること」という形に修正をいたしております。

以上、大まかに言って2つの部分の修正をした文案となっておりますが、御意見等ございませんでしょうか。必要があれば休憩いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、お諮りいたします。意見書案の内容につきましては、今、お手元に示しております案文のとおりとし、当委員会発議とすることに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 ありがとうございます。異議なしと認めまして、そのように決定いたします。

次に、委員長報告の骨子(案)についてであります。委員長報告の項目として、何か御要望等ございませんでしょうか。

暫時休憩いたします。

午後1時2分休憩

午後1時4分再開

○渡辺委員長 委員会を再開します。

委員長報告につきましては、きのうからの議論等含めて、正副委員長に御一任いただくということで御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 次に、閉会中の継続調査についてお諮りいたします。環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査につきましては、引き続き、閉会中の継続調査としたいと思いますが、御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 御異議ありませんので、この旨、議長に申し出ることといたします。

暫時休憩をいたします。

午後1時5分休憩

午後1時11分再開

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

1月28日の閉会中の委員会につきましては、休憩中の協議のとおり、同日午前9時からで御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それではそのようにいたします。

その他、何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、以上をもって委員会を終了いたします。

午後1時12分閉会